

第七十一回国会 大蔵委員会 議 録 第十四号

昭和四十八年三月十三日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君

理事 松本 十郎君

理事 森 美秀君

理事 武藤 山治君

理事 宇野 宗佑君

理事 大西 正男君

理事 木野 晴夫君

理事 小泉純一郎君

理事 中川 一郎君

理事 萩原 幸雄君

理事 村岡 兼造君

理事 佐藤 鶴樹君

理事 塚田 庄平君

理事 堀 昌雄君

理事 山田 耻目君

理事 広沢 直樹君

理事 竹本 孫一君

出席政府委員

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵省主計局長 長岡 實君

大蔵省関税局長 大蔵 公雄君

委員外の出席者

経済企画庁長官 斎藤 誠三君

官房参事官 国広 道彦君

外務省アジア局 羽澄 光彦君

中国課長 秋吉 良雄君

外務省経済局 森谷 要君

国際機関第一課長 大蔵大臣官房審

議官 大蔵大臣官房審

議官 大蔵大臣官房審

議官 大蔵大臣官房審

議官 大蔵大臣官房審

国税庁調査査察 磯辺 律男君
部長 農林省農林経済 吉岡 裕君
局国際部長 通商産業省通商 若杉 和夫君
局輸入課長 振興局輸出業務 柴田 益男君
課長 通商産業省鉱山 齋藤 顯君
石炭局鉱業課長 大蔵委員会調査 末松 経正君
室長

本日の会議に付した案件
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

○大村委員長代理 これより会議を開きます。
委員長が所用のため出席がおくれましますので、その指名により、私が委員長の職務を行ないます。
関税定率法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。竹本孫一君。

○竹本委員 関税定率法等の一部改正の法律案について御質問をいたしたいと思ひます。
しかしながら、本法案の内容を見ますと、の特恵税率が五%になるとか、魚のかん詰めが五%のものが九%になるとか、コーヒー、紅茶が三〇%が二五%の税率に変わるといったような問題が中心でございまして、私はこの機会に、関税定率あるいは関税政策の前にあるものと申しますか、考えるべき問題、そういう問題について少し意見を述べてみようと思ひます。

このことは、局長に申し上げる、質問をするということは、私、必ずしも適当でないと思つておるのです。多分に政治的な問題であります。しかしながら大臣に聞いてみても、あるいは総理に聞

いてみても、はたして満足のいくような御答弁がいただけるかどうか、実は非常に疑問に思つておるわけなんです。そういうわけでございまして、きょうは、最後に少し事務的なことも一、二聞きたいと思ひますけれども、政府があらためてこの関税の改正をやるとか、その他いろいろの努力をされる前に、その基本的前提条件としてどう取り組むのか、取り組もうとしておるかという問題について、本来ならば申しましたようにお尋ねをしなければならぬけれども、主として私の考え方を述べてみたいと思ひます。そういう意味で、大蔵省でも省議もあることでございますから、十分ひとつ私の真意をくみ取っていただきたいと思います。

けさの新聞を見れば、ECが御承知のように共同フロートになり、脱ドル体制になるのだというやうな問題もたいへんぎやかに紙面で取り扱われておりますが、そうした新しい世界の経済の動きに取り組む日本の政治の基本姿勢についてであります。私はかねがね政治の現状を憂えておるものでありますけれども、その第一は、日本の政治には哲学がないということでありまして、かつて池田総理がフランスのドゴールさんに会つたときに、何か日本の商品のセールスマンに会つたやうな感じだと言つたという有名な話がありますけれども、総じて日本の政治というものはビジネスである。経済を例にしても単なるセールスマンの感覚である。世界の政治あるいは世界の経済についてどう導いていこうか、どう取り組んでいこうかというところについての基本的理念というものがなさ過ぎると私は思つておるんです。しかしながら、そのことはあまり詳しく論じてもしかたがありません。場も違ひますからただ指摘だけするわけですが、政治に一番大切な哲学あるいは組織、こう

いうものについては日本の政治はほとんど問題は解決されないままになつておる。あるものははつきりである、あるいは派閥である、あるいは官僚の事務である。ほんとうの意味のリーダーシップのあるステーツマンシップのある政治というものは日本にはない。これは非常に残念に思ひますけれども、そうだと思います。

第二番目の大きな欠陥は、日本には外交がないと思ひます。関税の問題もその一つでありまして、外資というものは、いま申しました世界政治なりアジアの将来なりに一つの哲学なり方向なりというものを持つておつてその上から出てくるものであります。第一段階の問題が十分解決されないで、したがつて外交も思ひつきになり事務的になる。したがつて、そこでは基本的な戦略というものが生まれてこないと思ひます。事実日本の外交の手を見ておつて、一体われわれをどこへ導いていこうと政府は考えておるのか、この手は一体どういう意味で打つておるのか、この手は一体どういふ意味で打つておるのか、これは外交に先ほど申しました基本の思想がないということと、すぐれた外交戦略がないということと、通貨外交についてもそうでありまして、通貨の問題はあとで触れまされども、スミソニアンの場合でもそうでありまして、今回の場合でもそうでありまされども、十カ国あるいは二十カ国の会議という場合には、日本は何を主張しようとしておるのか、その主張することについて世界のどこに敵がありどこに同志国家があるかということについての見定めがなければならぬと思ひますけれども、日本の外交にはそういうものがあるようには感じられない。スミソニアンのときも、私はたびたびこの席でも指摘しましたが、課徴金には各国反対

だからアメリカが孤立するであろうという希望的観測を持っていたら、結果においては日本だけが孤立して袋だたきにあった。今回の場合にも政府の希望は、おそらく日本の立場がもっとよくなるように、円の切り上げがもう少し低い程度で行なわれるように考えたのでありましようけれども、それに理解を示し協力をする国がどこにあるかということになると、たいして基本戦略があるとは考えられない。またそういうことを推し進めるためにだれも本気で努力していない。特にこの前のスミソニアンの場合なんかは、ヨーロッパにおいては、御承知のように総理大臣が先頭に立って、イギリスもフランスも非常に深刻な激烈な動きをやったけれども、日本の場合にはそんなものはない。今回のときは、この間も理事会でも私申しましたけれども、あれだけ重要な大きな会議が行なわれても、大蔵大臣はそれに出席しないというふうな状態でありましたから、ほんとうの意味で外交の取り組みができるはずがないということであります。政治もない、あるいは外交もない。

第三番目には、経済、通貨の問題についても、私ははっきりしたものが日本の政府、田中内閣にあるというふうには感じていない。

そこで、そういうことをひとつ前提にして、今回関税の問題が出てきたわけでございますけれども、その関税に取り組む場合においても、やはり世界の新しい段階、新しい動きというものをどう受けとめてどういうことを考えておられるのかというところがやはり問題であらうと思います。しかし、それは事務的なレベルで議論すべき問題ではなくて、非常に大きな政治戦略の問題にも関連いたすと思いますから、私は私の意見をひとつ申し上げて、最後に関税の問題に触れたい、かように思うわけであります。

アメリカは関税の問題についても、われわれからいえばいろいろな動きばかりやっているように思いますが、そしてまた日本の政府はそれに対して押し切られておるというのか追従

しておるのか、どうもぼつとした動きを見受けることができないのでありますけれども、特にニクソンが再選をされて以後の動きというものは、従来の動きとは変わっておると思うのです。その変わったことをどういうふうな理解しておられるか、本来ならば総理や大蔵大臣にも聞きたいところでありまけれども、きょうはおいにならぬから私のほうから申し上げる。

私は、ニクソンの基本的な政治の構想といふものは、一九七六年の六月に行なわれるところのアメリカの建国二百周年祭をめどにしてすべてが動いておると思うのです。ニクソンという男は非常にすぐれて政治的な人であつて、この間までは自分が大統領に再選されるということのためにすべての政策をねじ曲げたといふか、集中したといふか、そういう努力をやつたと思う。それに対する日本の理解が十分でなかつたために、希望の観測その他でことごとく志が狂つた。今度はニクソンは大統領に再選されて、御承知のように、アメリカでは三度目はだめなんですから、今度が終わります。そこでいまニクソンが考へてゐることは何かということに十分受けとめて、関税の問題も、経済の問題、通貨の問題も考へなければならぬと思ふのですが、そのニクソンのいま考へる基本にあるものは、一九七六年にアメリカ建国二百周年祭を自分の手ではでにやつて引退の花道を求めようということだと思ふのです。そのために何を考へるかといへば、一つはストロングアメリカであり、一つはストロングドルです。強いドルをつくり、強いアメリカをつくるというところであります。そのためには、先ほど申しましたように、関税政策であらうが通貨問題であらうが経済問題であらうが、全部をそれに重点的に集中していく、そういう考へ方に立つておるわけですね。そのニクソンの基本戦略を十分理解しないで、ただコーヒの関税が五%下がるとかタコの特恵税率が五%になるとかいうような議論ばかりしておつてもしかたがないと思ふますから、私はきょうは少し角度を変えて議論

をするわけけれども、ニクソンの基本的戦略は、いまも申しましたように、二百年の建国祭を自分の手ではでにやりたい、しかしそれをやるためには、アメリカが強くなつて、またアメリカのドルも強くして、そうして内外ともにはでな二百年祭を持ちたいということであらうと思ひます。

そのためにあらわれる一つの問題は、米ソの提携、協力であります。したがつて、SALT交渉だけではありません。アメリカとソ連との二つの親方連中は、世界は五極構造とか何とかいつて、日本も得意になつてその一極になるつもりでおりますけれども、極端にいへば、ニクソンの頭の中では日本なんか問題にしないかもしれないかもしれません。結局世界はアメリカとソ連が二人手を握つて料理をしようといふか、支配をしようといふか、そういう考へ方に立つておると思ふのです。これはドルの問題にも円の問題にも金の問題にも直接関連してきます。

きょうの問題ではないのですが、先ほど申し上げましたけれども、たとえば金の問題についても、日本の大蔵省は、この間大蔵大臣が野党が金を持てといつた、それはいま考へてみれば見識でありましたという不見識な答弁をしておる。この問題についてもこの大蔵委員会の席で、政府当局は常に金の時代はもう過ぎ去つたのだ、昔の夢物語、一つの物理的存在であるといふようなことをいつて、これが新しい経済の一つの大きな柱であるといふようなセンスといふか、受けとめ方は、政府の答弁からは私どもはほとんど受け取れない。それはもう金の時代ではなくつたのだ。国内においては管理通貨、国際的にはSDR、こういう形でのだといふ前提に立つておるし、そして金の価格なんといふものは、アメリカのドルがみずから切り下げるというよりなこともない。金の値段を上げればソ連が得をする。一番しゃくさわることである。フランスが得をする。これも

気に食わない。したがつて、金の値段を上げると

とはまず考へられないという前提で、通貨問題、円問題の日本の基本的考へ方があつたと思ふのですけれども、三十五ドルが三十八ドルになつて、そしてやがては一説によれば九十ドルにもなるうかなんといふような話も出てきておるという状態でありまが、これも単に金の値段がどうなるという問題ではなくて、米ソが政治的に協力、提携をして世界支配に臨もうといふ姿勢の一つとして考へれば、きわめてあり得ることである。ソ連に得をさせるのはしゃくだからやらないなんといふことをいうだけの余裕はもうアメリカの経済にないといふこともありますけれども、とにかく金の問題については、アメリカの考へ方は変わつてきておると思ふのです。そういう点も米ソの協力だといふ新しい世界政策、世界戦略から来ておると思ふのですが、いづれにいたしましても、強いアメリカをつくる、強いドルをつくる。その第一手段としては米ソの提携である。第二はドル問題である。強いドルをつくるという直接の問題であります。これはすでにかれこれ二回ドルは切り下げをやつたわけですから、二回やつたものは三回やるのではといふような不安も出てきて、ヨーロッパの大きな投機の一つは呼んだようでありまけれども、いづれにしましても、ドルの今後の問題は、従来われわれが考へておつた感覚とは違つた形で来ると思ふのです。

日本に關する限りで申しますと、強いアメリカ、強いドル、そして米ソ提携、そのことの背景の中で、アメリカは非常に強く出てくるというこを考へなければならぬが、それは三つの面から出てきておる。一つはいま問題の通貨の問題であります。二つは通商の問題であります。三つは軍事的な協力を日本にさせようといふ問題である。通貨の問題は、いま金の問題をちよつと申し上げましたけれども、今度の国際通貨危機の場面に即して、アメリカがどう対応しておるかということ考へると、これは日本の政府も驚いたのではありませんが、まず御承知のように、ドルを一〇%下げる

といふこと出てきた。これも予想以外といへば

予想以外でございますが、アメリカはいま申しましたようにニクソンが強いドルをつくっていくために、しかしいままでのドルはそのままでは無理なんだ、そして世界の通商戦、通貨戦、これを自分が見ておきたいんだ、そのリードするたためにはまず自分で一〇%の切り下げくらいのことをやらないければ、政策のインシアがとれないというために、ほんととまずみずから一〇%の切り下げをやった。結局これはここまでアメリカの経済が追い込まれておるし、アメリカの地盤沈下が非常に深刻でございますから、その必然性もあつたと思ひますが、同時にニクソンの政治的機略からいって、これは新しい国際政治の中で、あるいは国際通貨戦争の中でみずからインシアを握るための大きな捨て石であつたというふうに理解もできるところであります。この通貨問題で日本がどう取り組むかは、また機会を改めて論じなければならぬと思ひますが、御承知のように通商の問題についてもいま申しました背景の中からすべては割り出されてくる。ニクソンの基本戦略の中から割り出されてくる、こういうふうには受け取らなければならぬと私は思ふのです。

私だけしゃべつてもしかたがありませんから伺いますが、ニクソンがそういう強気で出てくる、強いドル、強いアメリカをつくるための基本戦略をかまえて出てくる、こういうときにこの関税引き下げの御努力はよくわかるが、アメリカが新しい通商法をつくる、セーフガードもがつちりかまえて、そして日本にある場合には一般的な、ある場合には日本をねらいとした特別の課徴金をかけるとくるというふうな場合もあるでしょう。あるいはさらにこれから円切り上げ幅を、日本政府の希望しておるよりもっと大きい幅において切り上げを強要してくる場合もあるだろう。政府はそれらの現実のニクソンの戦略、戦術にかかわりなく関税の引き下げはそのままやろうというお考えであるのか。この点、この関税の改正ということとは一体どういう前提で考えておられるのか、その点をまずお聞きしたい。

○山本(幸)政府委員 たいへん大きな見地から、世界の政治、経済、軍事という問題を論じられて、特にアメリカの世界的な戦略、戦術という点について触れられて、これはとても私もここで答弁できることではないし、また答弁も要求をなすていないわけでありまして、そこで関税についてそういうことを頭に入れてやっておるかという点でございます。お話にありましたように、通貨の問題もまだフロートしておるという段階で、まだこれからの問題でございます。また通商の問題も、アメリカのほうから新聞などを通じていろいろなことが伝えられますけれども、アメリカ政府筋がどういふふうに考えておるかという確たる情報も実はまだないというところであります。またこれから問題であらうと思ふのです。そういう基本的な線はいずれこしの秋に新しい国際ラウンドをやるといふことになっておりました、その辺でアメリカはもちろんのこと、世界の各国が大いに論議することであらう、大筋をひとつそこできめるといふことであらうと思ふのです。

今度のお願ひしておりますこの改正は、そういう基本線に深く触れておるといふよりは、中身は一つは特惠関税の改正、改善という問題であり、もう一つは生活関連物資の関税の引き下げというところが中心でありまして、そういう大きな問題に触れた関税政策がこの改正法案にあらわれておるとは私も思つておりません。したがういまして、いまお話しのような大きな問題につきましても、今後わが国として新しい情勢を踏まえ、またいまおっしゃるようなアメリカが一体これからどう出てくるかということとは日本にとって大きな影響があるわけでありまして、そういう点もかなりこれからやつていかなければならぬものであらう、かように思ひわけでありまして。

○竹本委員 私が行うのは、関税問題の一つ論ずる場合にも、ほんとうはもっと大きな基本的な政治構想、基本構想があつてしかるべきだ、また政治的な基本戦略があつてしかるべきだ。いまニクソ

ンは日本に臨むについて、単なる日米親善友好な人というより中学生の議論みたいなもので臨んでおるとは思ひません。そういうものの中にこちらをきかめて事務的に、いままでいっておりました自由化ですか、いままでいっておりましたように特惠関税はなるべく下げてまいりまして、あるいはやめてしまふといふようなことで、事務的にだけ対応するといふことであつてはならないのではないかと、私を私は強調してゐるわけなんです。

そういう意味から申しまして、先ほども申しましたように、ニクソンは強いアメリカ、強いドルをつくるという基本的なねらいを持って、しかもそれは一九七六年までにやり遂げようといふので、すね。だからアメリカのバーンズなんかは、通貨の問題も一九七五年一ぱいまでかかるだろうと初めに言つておつたでしょう、最近ちよつと交えましたけれども、そういうことは全部ニクソンの一九七六年の二百年祭に焦点を合はしてゐるのです。関税政策といへども、あるいは通貨外交といへども、全部そこへ焦点を合はしてゐるときに、そしてアメリカは通貨と通商と軍事的な問題とパッケージポリシーで三つを一つにして臨んでき

ておるときに、日本は一体いかなる基本構想があるか、いかなるパッケージポリシーの環境として関税政策を取り上げようとしておられるかということについては、やはりそれなりの構想がなければおかしい。それはすぐれた政治的な問題であるから総理大臣に聞きなさい、大蔵大臣に聞きなさいといふことも当然の議論として出ますけれども、しかし私は、事務当局といへども、やはり省議もやることでしょから、一つの関税政策を論ずる場合にも、そういう基本的なものの考え方、ねらいといふものがどこかになければ、関税定率法の改正、一部改正だから部分的に出てくるというところであつてはならないので、これはアメリカの新しい動きに対する日本の全体の基本構想、日本のパッケージポリシーの一つとして位置づけられなければならないと思ひますが、どうですか、こう聞いて

ているのです。関税局長いかがですか。

○大蔵政府委員 先生御指摘のとおり、全体的な、アメリカの出方のみならず、今年から新しく御承知のように新国際ラウンドが始まるわけでございましてけれども、現在アメリカが日本に對して一番関心を持つておられますのは、いわゆる貿易のアンバランス、日本の要するに対米出超という点に關しまして一般的に非常にイリテートしてゐることは否定できないと思ひます。したがういして、新聞紙上等にも民間の声あるいは米国の議会筋の声といひまして、日本に對しまして輸入課徴金をかけるべきであるといふような議論も出てきております。しかしながら行政府と私どもが接した制限におきましては、現在米国の政府は、日本に對して差別的な課徴金を考へることとは、長い目で見ました日米経済協力という面から見て、非常にアメリカにとつてもマイナスである。したがつて米国の行政府といひましては、そういうようなことをやることはできるだけ避けたいんだといふような話を、実は行政府としては現在いたしておるわけでございます。

そういういろいろな、それぞれの国の中に事情があるわけでございしますが、私もいたしまして、世界の自由貿易体制を漸次拡大をしていくという方向で、関税政策もその観点から検討をいたさなければならぬといふことは、これは日本の置かれております立場から当然ではないかと考へておりますが、どうも私も世界の動きを見ておきますと、それぞれかなり自分かつてな立場と申しますか、要するに自国を中心してものを考へる、いわゆる関税交渉をいたしてみますと、それぞれの国が自分の国内産業のために考へてゐるという点が非常に強く主張される場合が現実問題として多いわけでございまして。したがういして、単に自由貿易体制を進めるべきであるから、日本はほかの国がどうあらうとも、関税を大いに引き下げ、開放体制に持つていくのだといふことでは、これはやはりいけないと思ひます。やはりこれは相対的な問題でございまして、他国の出方

を見ながら全体の方向を見きわめつつ考えていかなくてはならない問題でございます。

非常に高い次元のお話でございますので、私からこういうことを申し上げることはいかばかりかと思いますが、当然事務局といたしましてでもそういったような基本体制に基づいて、背後におきましてそれぞれの具体的な品目に関連しましても検討を続けていくべきである、こういう御議論に對しまして、私も全くそのとおりではないかと考えます。

○竹本委員 私はこの機会に、日本がいろいろ政策立案をする場合に、アメリカの力を過大評価すること、アメリカに對して過大期待を持つことも、ともに誤りであるということを指摘しておきたいと思うのです。結局アメリカは、第一には経済的にも大きな地盤沈下であります。これは鉄の輸出を見てもわかることだけれども、アメリカの輸入に重工業の占めるウエイトを見てもわかる。そのまゝ重工業製品の輸入の中で日本の占める大きな位置を見ればなおわかる。要するにアメリカの産業構造その他から見て、アメリカの経済の地盤沈下というのは非常に大きいのです。アメリカは強いという方だけ、あるいは大きな国だ、強大国だといったような考え方がわれわれの頭にこびりついておるようでございますけれども、もう数年前、ドルがあぶなくなつたときに、私がアメリカは大きな地盤沈下であるということを、予算委員会でありましたけれども二時間もやつたことがあります、とにかく日本はアメリカの地盤沈下ということについて大きな認識がない。

その上に、今度はベトナムインフレ。アメリカのベトナム戦争で、アメリカが負けることはないだろうといったような議論もずいぶんございました、少なくともそういう期待があつた。これもさんざん負けて、残つたものはインフレだけが残つておる。これもアメリカの経済をまたいよいよ弱めておる。

第三には、ベトナム戦争が済んだから今度は、

アメリカは多いときには三百億ドル近くの金を年に使つたわけですから、その負担がなくなりましてから非常にアメリカのドルが強くなるだろう、一部にそういう動きもありましたけれども、しかしながら、それもドルの対外流出ということについて寄与するところは幾らでもないらしい。逆にこれからの戦後の復興その他の問題等で、アメリカの新しい経済的な負担もできておる。

結局、今度一〇％切り下げということが唐突に起こつたけれども、よく考えてみれば、基本的にアメリカは地盤沈下である。ベトナムインフレが残つてインフレだけがアメリカを悩ましておる。ベトナムが済んでも、そのためにアメリカの経済的負担というものが大きく軽くなるということはない。その重圧の前にアメリカは一〇％の切り下げをやらざるを得なかつたのです。政治的に言へば、これは政策のイニシアを握ろうという対外攻勢の一つのきつかけをつくらうということであつたかも知れませんが、経済的に見れば、いまの三つの基本的なアメリカの矛盾を考えればきつめてあり得ることであつて、きつめて当然なことなんです。それを意外と受け取つたり、ドルがまたもう一ぺん動揺することは考えてもいなかった、予算では全然そんなことはゆめにも思わなかつたという答弁をして喜んでおることは、全くアメリカの経済に對する認識不足ですよ。

そういう意味からいって、私は念のために申し上げるのだけれども、とにかくアメリカは大きな地盤沈下をし、そしてベトナムの問題で大きく傷がつき、ベトナムが済んでもアメリカの経済が基本的に立ち直るということはなかなかむずかしい条件を持つておる。しかもニクソンは七六年に間に合ふように一応の体制を整えて、それで盛大な二百年祭をやろう、強いアメリカ、強いドルをつくらうということになれば、この辺で一ぺんどんどん返しのドルの切り下げをやる以外に何があるかということでありまして、そういう意味で、私は日本のようにアメリカは強い、またアメリカは非常に信頼できるというふうな形で、過大な評価を

したり過大な期待をするということは間違ひである。過大期待のほうは、日中国交回復の前に頭越し外交をやつたり、あるいは今回でも日本は一向お座敷がかららないようでございますけれども、アメリカが一体どこまで日本に誠意を持つてよきパートナーとして協力しておるか、はなはだ私は疑問であると思う。いたずらにアメリカ攻撃をやる意思はありませんけれども、日本のいまの政府が持つておられるような過大な評価や過大な期待をしてはいけないということを私は指摘をしたいのであります。

そういうアメリカのほかにもう一つ重大な問題は、ヨーロッパの問題であります。日本はアメリカで輸入制限を受けた。今度はあわててヨーロッパへ振り向けて一ぺんに一年間に三倍にしたり、もつと大きな倍率で集中豪雨みたいな形で輸出をはかつた。そういう問題が、またいろいろ矛盾を呼び起こしておるようでありまして、けれども、そのヨーロッパが今回共同フロッートをやるということでありまして、けさの新聞を見れば、アメリカのシニッセルさんも、まさかフランスその他いろいろの問題があつて共同フロッートはできないであらうと考へておつたのでびっくりしたような記事がちょっと出ておりますが、私は、新聞の記事では、フランスの立場、ドイツの立場あるいはイギリスの考え方、いろいろありますので、共同フロッートはできないだろうと見ておつた人が日本にも相当おると思うのです。ちゃんとできた。これも、先ほど申しました思想や哲学にまでよくは関連する問題だと思ふのです。ヨーロッパは今日もうUSSE、ユナイテッド・ステーツ・オブ・ヨーロッパ、USAでなくてUSSEだ。このUSSEに向かつてはく進しておる。共同の通貨を考へることも当然なことだ。通貨基金もできる。そういう体制にあるときに、希望的観測を含めて、共同フロッートはできないであらう、ヨーロッパが一つになるということはないかむずかしいことであらう、特に農業問題もあるなとかいうようなことで、日本の観測はきわめて樂觀的に過ぎると

思いますけれども、結果においてはシュルツさんもそうだったというのだが、共同フロッートができました。

日本の、現に大臣をしておる人ですけれども、あるおえらい方がフランスへ行つてドゴールに會つたときの話を聞いて私は知つておる。彼は、フランスとドイツが手を握るなんていうようなことはなかなかできる話ではないだろう、これをまあ戦後間もなくの話でございますが、そういう質問をドゴールにやつたさうであります。そうしましたらドゴールは、あなたは日本の歴史を少し勉強されたらどうですかというふうな返事をされたといふのです。すなわち、明治維新ができる前は六十余州があんなにけんかをしておつたのに、結局日本は一つに固まつていくのは必然だ、ヨーロッパは必ず一つになりますよと言つて日本の歴史を指摘されて、赤恥をかいて帰つた人がいま大臣をやつておられますが、とにかくそういうような認識ですよ、日本は。だから、共同フロッートもなかなかできるとは思われない、こういう形で——この間もここで、大蔵委員会の理事会で国際金融局長に私が、共同フロッートをやられたら、アメリカで縛られた日本が、今度はまたヨーロッパで締め出される、御承知のように域内は固定相場でいくことになるから、そういう形で、ヨーロッパの団結がいよいよ強くなる、経済はブロック化である、そういう場合には一体日本はどうするんだとか、理事会の席で話をしましたら、うしろから聞いていた山中委員が、手をあげるという手があるという話をしました。なかなかこれは手きびしい批判であつたが、今度はいよいよ共同フロッートができたが、日本は手をあげるのですか。とにかくそういう大きなブロック化体制が現実の姿として出てこようとしておる。

そこで、私はまとめて申し上げますと、一方においては、アメリカにおいてもナショナルインタレストである。ヨーロッパはヨーロッパのインタレスト

るだけのように思ふけれども、一体新しい世界のブロック化の動きに対して、関税政策の上で日本は何をしようとおるのか、そのことが関税法の上においてはどこに法的根拠があるのか、この二つを伺いたい。

○大蔵政府委員 先生御指摘のように、全般的にECがそれ自体が一つの関税同盟と申しますか、一つのブロック的な方向に行く可能性はあるものであることは、そのとおりであると思ひますし、また現在アメリカの対外貿易収支が非常に悪いために、アメリカの中に保護主義的な動きが出てくることも、これまた事実であらうかと思ひます。現在アメリカの議会におきまして提案をされようとしておりますところのいわゆる新しい通商拡大法案と申しますものは、アメリカが新しく今年度から始まる新国際ラウンドに臨みますところのアメリカの交渉権限を大統領にもたらすということを中心としたのが新通商拡大法案の内容であらうかと思ひます。またその交渉権限をもう一つにつきましては、大統領といたしましては、相手国と交渉をするのに関税を引き下げる権限も引上げる権限も両方もちたいというようなことではないかと思ひておりますが、全般的な動きといたしましては、とかく現在保護主義的な貿易の方向に走るといふ傾向があることは否定できません。しかしながら、先ほど先生が御指摘になりましたように、日本といたしましては、世界の貿易が安定的に拡大方向に向かつて進むことが日本の将来の生きる道であるということをご前提として考えました場合に、新国際ラウンドに対して臨みます場合の基本的な姿勢といたしましては、自由化あるいは関税の引き下げの方向でものを考えなくてはならないものであらうかと考えております。

国内産業への衝撃緩和その他の観点から、それに対応する準備がなくてはならないことも含まれた御指摘のとおりであるかと思ひます。したがって、自由化体制を進めなくてはならないこと、それに對しますいわゆる緊急関税であるとかあるいは報復関税というような制度を整備いたしておる必要があるかと思ひます。したがって、昨年の末、関税率審議会に特殊関税部会というものを設けまして、国内産業に大きな影響があり得る場合には、直ちにこれに即応いたしまして特殊関税、いわゆる緊急関税なり報復関税なりというものを発動し得るような体制を整備いたすために、特殊関税部会を設けまして、それに対して即刻対応できるような準備をいたしておるわけでございます。

○竹本委員 ひとつ部会の御努力を大いに期待したいと思ひますが、結論的にいまの自由化を、あるいは自由貿易的な方向へ日本の要請としては力強く進めなければならぬ、同時に、アメリカやヨーロッパの新たなブロック的なナショナルインテレスト中心の動きに対しては対応しなければならぬということでございますが、そうした取り組みの上において、今度のこの関税定率法の一部改正というものがどれだけの効果を持つというふうにお考えですか。

○大蔵政府委員 実は御承知のように、昨年の十一月に主として製品関税に關します一律二〇%引き下げをやつていただいたわけでございまして、あまり急激に関税の引き下げその他を行ないますと、国内産業に対しては非常に大きな衝撃を与えらるゝということになり得ますので、今回御審議をお願いをいたしております改正の内容といたしましては、主として特惠関税の税率の引き下げとあるいは対象範囲の拡大と、そつといたつたようなものを中心といたしまして、十一月に二〇%の一律引き下げという非常に大きなことをやりました直後でございますので、今回の一部改正案の中にはそれほど大きな内容というものが含まれておらないわけでございます。

○竹本委員 次にもう一つ伺ひますが、輸入の自由化にしてもあるいは関税の引き下げにしても、それ自体物価の面にも一つの効果を持つてゐるし、いろいろな効果が期待できると思ひますが、先ほど申しましたが、日本の産業構造の改革といふのが改革の問題の面からみれば、私は日本の経済は過保護だと思ふのです。過保護の温室経済みたいなところがありまして、何として、もう少し近代的な合理化を進めなければならぬ、こゝろ思つてゐるのです。これは、一つは政党内閣、筋を通さない面も若干あるようですが、そういうこともあつて、日本の経済がほんとうの意味で——アメリカの経済の地盤沈下を言ひました、日本経済の中には矛盾がないかといへば大ありだ。しかもその一つに、過保護の問題がある。

それがいまの政治の姿勢からいふと、なかなか直らない、あるいは改めることができない。円を切り上げてみたり、あるいは自由化をうんと促進してみたり、あるいは思い切つて関税を下げるならば、それは一つの役割として、日本の経済のそういう意味での近代化、再編成を大きく推進すると思ふのです。そういう観点から私には、この関税の問題も見たいと思つてゐるのだけれども、そういう点については局長いかがですか。

○大蔵政府委員 御指摘のように、日本といたしましては、今日まで日本が長い間貧乏であつたせいもございますけれども、いわゆる國產重点と申しますか、日本人は、何でも自分でつくらなくては気が済まないというやうなことで生きてまいつたわけでございまして、今日、日本の國際收支の、特に貿易収支の大幅な黒字というのを考え合わせると、やはり新しく國際分業という観点から、ある品物は国内で生産するよりは外国から買ふという観点で、ものを考えなくてはならないという事態は、現実問題としてあると思ひます。したがって、今日まで何でも国内産業保護という観点から、関税も考えられてきたという面もあるわけでございますが、これは関税の引き下げ

の問題にしろ自由化の問題にしろ、あるいは円レートの切り上げの問題にいたしましても、徐々に、こゝろいったやうないわゆる国内の經濟構造の変更といふものに役立てるやうな方向でものを考えていかなくてはならない時代が來ておると思ひます。

しかしながら、この円レートの問題にしろ関税の引き下げの問題にしろ、あるいは自由化の問題にしろ、あまり急激に国内産業に対してショックを与えまゝと、社會問題その他いろいろな問題が付随的に起つてまいりますので、これは少し長い期間をかけまして、徐々に經濟構造を変えていくという観念の配慮も非常に必要なことではないかと考えておりますが、基本的な方向といたしましては、まさしく現在、竹本先生の御指摘になりましたやうな方向で私どもも考えていかなくてはならない、かやうに考えておるわけでございします。

○竹本委員 今度は次元の高い御答弁をいただいてつこうですが、そこで、その高い次元に対応する私のほうが次元を下げて質問をして、終わりにしますが、それは関税定率法第十五条第一項の問題ですけれども、ここに書いてあることを読んでみると、どうもおかしな感じがする。輸入をどうんぞ促進しようという場合には、政府その他の關係団体も輸入の問題についてそれこそ姿勢を直さなければならぬと思ふのです。ところが、この関税定率法第十五条の規定を見ると、こゝろいうことが書いてある。輸入する場合に、それが関税免除を受けようと思ふならば、その機關は当該機關でなければならぬ、學術研究用に使用するものでなければならぬ、新規發明品または國產困難であること、こゝろ書いてある。この規定というのは、関税が輸入を押える、促進しない方向に役立っておるのです。一体この規定はいつできたものであるか。その規定をいま大蔵省は、先ほどの次元の高い御答弁に對して、どういふ解釈をしておられるのか承りたい。

○大蔵政府委員 御指摘の第十五条の特定用途免稅の規定によりますと、要するに試験研究機關が

入れる場合には、いわゆる學術研究用品にかかわるものは国の機関が入れなくてはならないということになっておりますが、一般的には、政府関係機関が独占的に輸入するいわゆる専売品、たばこであるとかあるいは米であるとか小麦であるとかいう国家貿易の品目、こういったようなものにつきましては、競合いたしますところの国内産業を保護することができまゝです、関税を減免することができ、かやうになつておるわけでござい

ます。しかしながら、ほかの物品につきましても、政府機関が他の民間の需要者と競合的な地位に於て購入する、こういったようなものに関しましては、やはり今後の検討課題として私も新しい観点から検討しなければならぬ、かやうに考えているわけでございます。

○竹本委員 要するにこの規定は、従来の、輸入はなるべく押さえるように、それから先ほどの自由化といふますか、新しいという大きな歴史の流れのほうに対応する以前の考え、以前の立法でしよう。いま輸入を促進しなければならぬ、貿易の黒字を消さなければならぬというならば、この規定は適正なる規定ではないと私は思うが、いかがですか。

○大蔵政府委員 御指摘のように、私どもも今後、政府が国内で調達するか外国からものを買うべきか、こういったようなものに関しましては、學術研究用のものあるいはその他の一般的なもの、いろいろあるわけでございますが、ひとつ検討させていたただきたいと思ひます。

○竹本委員 ぜひこれは、それこそ前向きに検討していただかなければならぬ。何でも国産でなければならぬと、あるいは国産が困難な場合に初めて輸入しようという考え方と、それからいまのように、産業再編成のために御承知のように、電算機まで自由化しようとか、させられるとかいふような段階に来て、官庁だけは古く一番おくれであるけれども、ことに輸入の問題について、輸入は必要だとか大いに輸入はやらなければならぬ、民間も大いに輸入してくれ、輸出

をふやすよりも何とか輸入をふやすことのほうが、より現実的な対応策だということ、いまの段階にきているわけでしよう。

そういふような輸入が美徳になつたような段階において、輸出が美徳なときの、輸入は制限することが美徳であるときの法の規定がそのまま残つておる。そして政府が、人に向かつてだけ、なるべく輸入を促進するやうになつていつてみたつて話にならぬ。もし輸出を伸ばすために輸入が必要であるといふならば、政府全体の体制も、輸入がしやすくなるやうに政府もまた必要なものはどう輸入しようといふかまえてならなければ首尾一貫しないでしょう。

そういうことからいふと、この十五条なんといふやうな規定は、その当時の立法の経過といふものは理解できるけれども、いまの新しい要請、新しい流れには対応しているものとは思ひない。そういう点で、これはすみやかに検討し、改めるべきであると思ひますが、もう一度御意見を伺つて、次に進みたいと思ひます。

○大蔵政府委員 御指摘のやうな考え方、全くそのとおりであると思ひますし、この規定に限りません、いわゆる国産困難なものというやうな条項の入つております条文に関しては、今後私どもも前向きで検討させていただきたい、かやうに考えております。

○竹本委員 前向きの御検討を強くお願いいたします、最後にもう一つ、いまの問題に関連しますけれども、一つは、輸入の手續が非常に複雑怪奇といふか、めんどくさいといふことになっておる。これは局長すでに十分御承知のところでございますから、こまかいことは言いませんが、特に官公庁の輸入の姿勢がまずいといふことが一つと、同時に、官公庁へ輸入したものを納める場合に、それがまたいま申しましたやうに手續がいたずらに複雑であり、しかもたまたまが間違つておるといふことであります。どこに問題があるかといふは、御承知のやうに、輸入品の契約といふものはFOB価格に基づいて行なわれるといふことで

すね。これはまあそのとおり。そうしますと、一方は不利になるが、輸入した場合に今度はこちらのほうで実費清算をこまかくやらなければならぬし、やらなければならぬやうにまた規定ができておるやうであります、そのために手續はものすごくめんどくさいといふことがいわれておる。やはり輸入を推進するといふことになれば、輸入はなるべく簡単にできるように、今度税関等についてもいろいろ改正が行なわれると同じやうに、輸入手續等についてももう少し簡略に行なえるやうに、その辺の特に官公庁の輸入品納入等についても、先ほど申しましたやうな精神を入れて、やりやすいやうに手續規定を再検討するべきだと思ひます。

その場合にもう一つ言うならば、その再検討がいわゆる官僚的事務的正義感だけでめんどやうになつたり、それからあとは実費の清算の問題は文字どおり実費の清算だけなんですよ。そうすると、うまみもおもしろみも全然ないのです。だから苦勞するだけだ。手續がめんどやうなだけで、そういうことでは、だれも本気で輸入に力を入れません。そういうことからいって、手續規定を改正すると同時に、今度は輸入というものを、全然おもしろみもない商売で、ただ役所のかかりに手續だけを輸入業者はやるんだというやうなことでは、はなはだまずいすね。そういう面も含めて、これは前向きに検討されてしかるべき問題である。これについてのお考えを承つて、終りにいたします。

○若杉説明員 お答えいたします。

もう少しわれわれ詳しく検討いたしますけれども、私の知つてゐる範囲で、輸入手續ではなく、事後清算払いとか確定等で、輸入規制上は何らありません。ただ問題は、官公庁が買つ場合に、官公庁物品会計という手續面で問題があらうかと思ひます。ですから、輸入手續ではなくて、上陸してからのおそらく官公庁の物品の購入の姿勢の問題一般だと思ひます。その辺はわれわれも輸入促進の立場にございまして、今後とも検討さし

て、前向きで処理させていただきたいと思ひます。

○竹本委員 それは納入手續であらうが、そういうことを私はこまかく問題にしているのではなくて、とにかく輸入が必要であるし、輸入を大いに政府がやれといふ以上は、官公庁自身がやういふ姿勢を示しなさい。そして、姿勢を示す中ではやはり手續も簡単になるやうに、事業もうまみもあるやうに、そしてすべてが輸入の促進に役立つやうに示さなければ、円対策の項目のただけに二、三行書いただけでは、大きな効果、成果をあげることにはできないだらう。ぜひひとつ大蔵省は大蔵省の分野において、通産省は通産省の分野において、これは事務当局にドラマチックな政治的な演出を求める、そんなばかことを言つてゐるわけではありません。事務的に簡単明瞭な対応をやつていただきたいといふことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○大村委員長代理 塚田庄平君。

○塚田委員 たいへん次元の高い話のあと、次元の低い話になりますが、時間の関係もありますので端的に質問しますから、答弁もひとつ簡明にポイントをつかんでお願いいたします。

この前、同僚議員が豚肉の脱税問題についての質問をいたしました、そのときの答弁の中で、ただいま調査中だ、こういう答弁がありました、が、現段階において調査がどこまでいつてゐるか、いわば中間報告という形でいきさつをひとつ説明していただきたい。

○大蔵政府委員 豚肉の輸入に関しましては、商社などの関係業者が税関に不正の申告を行ないまして、関税を逃脱しているのではないかと、こやういふ嫌疑が生じたので、現在東京、大阪、横浜、神戸、各税関それぞれ業者約十数社にのほつておりますけれども、十数社から関係書類その他を押収をいたしまして、現在鋭意調査中の段階でございます。

○塚田委員 調査中の段階でなくて、いまだこまで調査がいつてゐるか、たとえば十数社といいま

したが、その会社の名前をひとつ発表していただきたい。

○大蔵政府委員 現在関税の連脱の疑いをもって調査をいたしておりますので、名前を申し上げることはひとつお許しをいただきたい、かように考えるわけでございます。

○塚田委員 国税庁来ておりますか——国税庁いろいろやっているんだろーと思ひますが、代表的な、もう新聞にはすでに丸紅ほか五社あるいは九社、新聞によつて違いますけれども出ておりますので、この社名と、これは銀行が借り先の名前を知らせるのと違いますから、国税庁は相当権限があります。そういう意味で名前と脱税額、おおよそでいいですかひとつ発表していただきたい。

○磯辺説明員 ただいま関係の国税局で調査いたしております商社等でございますが、これは現在十二社でございます。それからさらにまたそのほか数社今後調査の予定を持っておりますけれども、どの会社を調査中であるかということ、それからその結果というものにつきましては御答弁いたしかねますので、御了承いただきたいと思ひます。

○塚田委員 これはどうしても発表できないですか。それでは調査の一定の進んだ段階において、この委員会が発表することを要請いたしますが、それはひとつ約束できますか。調査の一定段階において発表する、この約束してもらいたいんですけれども、この点ひとつ……。

○磯辺説明員 個々の企業の税務の調査内容に関することではございますので、ここでお約束するということでは非常に困難と思ひます。

○塚田委員 それではおそろく十数社、それは全部豚肉ですか、それとも差額関税に関して、豚肉あるいはベーコンその他と同種類のものについて、こういう事件を起こす可能性はあるわけですね。それ全部についていま洗い直しているのですか。

○磯辺説明員 国税の課税標準の調査、検査でござ

いますので、これは総合的にその企業の所得内容について調査するわけでございます。したがって、ただいま申し上げました調査中あるいは今後調査見込みという法人につきましては、これは豚肉に連関することだけを中心にして調査するというわけではございませんで、その調査の機に到来した法人につきましては、特にこういう豚肉の輸入が多く、また不正計算もあるんじゃないかと疑いの持たれる法人につきましては、その豚肉連関のことも重点調査の一つとして取り上げて調査をするように指示したということでございます。

それから、今後調査を予定しておるものにつきましても、同様にそういう指示をしておるということでございます。その中の豚肉の輸入関係だけを抽出して調査をするというものではございません。

○武藤(山)委員 連関して。いまの公表できない、それは個々の会社の名前を公表し、どこの会社か何ぼ脱税、大体このくらい脱税という、会社名を出せないにしても、現在調査した結果、豚肉関係で関税をまかした金額はこのくらい、件数はこうだ、そういう中身ぐらゐは直ちにここで発表できないですか。

○大蔵政府委員 現在、実はある一社などトラック三台分くらい税関で帳簿を押収をいたしてございまして、ほんとうに現在非常に鋭意調査を続行中なわけでございます。したがって、現在の段階におきまして、犯則の金額が幾らであるとか、そういうことはほんとうにわからない段階でございます。したがって、わかりました段階におきまして数字——個々の会社の名前というのはいかにかと思ひますけれども、どういった、何社がどのくらいの犯則があったという点に關しましては、判明をいたしました時点にはお話しができるかと思ひますけれども、いまの段階におきましては、現実には各税関、四つの税関に分かれて、それぞれ税関におきましてそれぞれの管内の業者に対してまして調査中の段階でございますので、その点御

了承をいただきたい、かように考えるわけでございます。

○塚田委員 私はこの問題、特に再度取り上げるのは、差額関税というのはいまだ国内の業者特に消費者を保護する、あるいは経済の安定をはかつていく、そういう趣旨のもとに設けられて運用されると、非常にこれは経済に好影響を与えらるわけですが、さて一たん裏をかかれますと、これはたいへんな被害が国民に及ぶわけですよ。そこでいま答弁の中では、とにかく日本の揚げ地についてほんとうに調査を進めておる。ところがこの種の犯罪の手法は、これは国内の揚げ地税関だけではだめなんで、おそらくこれは海外との関係が、海外の積み出し港における、あるいはインボイスを出すその時点における犯罪というのが予想されるわけですが、一体この種の犯罪の手法はつきり、まあ大体こういう点が予想されるといふ点をちよつと御答弁願ひたいと思ひます。

○大蔵政府委員 これは全く私どもが予想される——現在その調査中で、この事件がどうであつたかといふことは、まだはつきりわかりませんけれども、私どもがこういう手口で犯則を行なうことができないのではないかとことを考えられます。点といたしましては、関係の業者が正式のインボイス、いわゆる送り状よりも高価の、架空のインボイスを相手方と作成をいたしまして、税関に對する輸入申告に際しまして、そのいわゆる高価なにせの、架空のインボイスを提出をいたしまして不正に関税の減免税を受ける、こういう手口が一番考えられ得るものではないか、かように考へておるわけでございます。

○塚田委員 インボイスをごまかす、これは私、普通の中小の輸入業者ではなかなか困難だと思ひます。これは大手だと思ひます。それは一番やりやすいのは、海外に支店を持つておるかあるいは代理店を持つておるか、あるいは技術協力をしているとか、そういう関係の会社同士のやりとりということになると、私はやはり大きいのは大手がやる、こういうことは考えられるので

すが、一体どうでしょう。か。

○大蔵政府委員 御指摘のように、送り先と共謀をしてにせのインボイスを送るということになりますと、本支店関係であるとか、あるいは代理店関係があるという会社同士でやる可能性が多いということはいえるかと思ひます。

○塚田委員 私は、きょうはどうしてもその会社名を発表しませんが、A社としましよ。今度の脱税問題で一番大きな役割りを演じたA社の常套手段は、これは海外にたくさん支店を持つてゐるわけですよ。そこでインボイスをごまかすということだといふことが、もうちまたでは通説になっているわけですよ、その会社は。そういう点で、こういう問題は早く摘発、捜査を進めて、私は当然これは関税法百十條に基づく最大の処罰を受けなければならぬ会社だと思ひます。この点の見解をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大蔵政府委員 現在調査中の段階でございますので何とも申し上げられませんが、私どももいたしまして、調査の結果を待ちまして非常に厳正な態度をもってこれに対処したい、かように考へておるわけでございます。

○塚田委員 これはまあ国税庁は告発するだろうと思ひますけれども、私はこの種のことを言うのは、たしか一昨年の十月ごろだったと思ひますよ、あとでいろいろまた質問しますが、生糸のいわゆる原産地の虚偽事件というのがあつたと思ひます。端的にいいますと、いま問題になつておる中国産の生糸、それをイタリア産の生糸ということに——イタリアなんか生糸できるはずないですけれども、そういう幼稚なごまかしをやつて関税をごまかしたという事件。これはもう名前ははつきりしている。伊藤忠です。こういう事件があつて、これもあいまいになつちやつた。結果はどうなつたか。非常に過去にさかのぼりますが、いつもこの種の事件というのはとにかくばあつと出る、あとはもうやむやに、何をやつたかわからぬというのが、いままでのやり方なんです、たと

えば一昨年十月のこの原産地の虚偽事件というの

その内容についてあまりたちがよくない、悪質であるという場合にはなりません、またこれはそのときで考えなければならぬ問題であらう。ただここでは、個人のこともございまして、これをどうこうするということは政府側としては申し上げかねる、こういうことだと思ひます。

○塚田委員 ひとつ国民の疑惑を晴らすためにも、なかなかこういうのはやりづらいことかもしれないけれども、思い切つてやらぬと、いまこゝろ問題めぐる世論というのは非常に高まっているわけですよ。商品投機の問題から見ると、あるいは物価高のこの時代に、だから政府も相当慎重にかまへなければならぬと思ひますので、李下に冠を正さずの気持ちで思い切つてやるというふうな答弁を受け取っておきます。

さて、同じように観点を變えて、関税関係の高級職員——高級といつてはなんですが、職員がその貿易会社へ天下る、しかも重要な地位にそれぞれ天下っていくというケースが非常に多いんですが、この点は局長は一体つかんでおるかどうかが、もちろんつかんでおると思ひますが、この点が、今度の事件と直接関係ありませんが、一般的な概念としてやはり相当注意しなければならぬ問題だと思ひますので、その実態をここで明らかにしたいと思ひます。

○森谷説明員 お答えいたします。

関税職員のいわゆる現役をのいてOBになつた方が貿易会社にだいたい天下つていっているじゃないか、こういうお話でございますが、ここにつまびらかな数字を持っておりませんが、私もその衝に当たつていられる者といまして承知いたしておりますのは、税関職員の相当大多數の者は、いわゆる通関業者の嘱託ないしは役付職員として再就職いたしておられるという状況でございます。なお、確かに思ひ当たる点と申しますと、地方の税関長を経験いたした者が数名商社の嘱託として通関業務の業務に当たつていられる事実はあります。

○塚田委員 思ひ当たる節があるなんて、これは

そういう簡単なものじゃないのですよ。いま大部分は通関業者の嘱託というのか、そのもとでやっていると云いますが、私の調べたところでは、いろいろ問題になっておる、これは実際ですから発表します。伊藤忠、丸紅あるいはトーマン、三井物産あるいは日綿、三菱商事、数え上げれば切りがないのです。これはみんなそこそこの税関長あるいはまた税関中央分析所長とか、それぞれ要職についておる人たちがそれぞれ民間の商社に天下つていく、そういう形態、天下り人事ということについては、一般的な非難もありませんけれども、特に税関の場合は、こういう形で輸入業者あるいは輸出業者へ入っていくことについては私は自肅すべきだと思ひます。この点一次次官はどう考えるか、御答弁願ひたい。

○山本(幸)政府委員 私、どういふ入り方をし、またどういふ仕事をしておるか、つまびらかにいたしません、しかし一般論として申せば、なるべくそういう点については自肅したほうがいい、こう思ひわけでありませう。

○塚田委員 それじゃ、先刻申し上げたとおり豚肉の問題については、早い機会にひとつ中間報告ができるように体制を進めようということに要望しておきたいと思ひます。

第二は、中国産の生糸の問題ですが、これは政令はもう出ましたね。

○大蔵政府委員 十日の土曜日に政令が出ております。

○塚田委員 中国の生産にかかると生糸について便宜税を設けたわけですが、その趣旨について御説明を願ひたい。どういふ理由でやつたか。

○大蔵政府委員 今回中国の生糸というのに対して便宜税を供与するという政令を出しましたのは、国内の生糸の価格が非常に高騰しておりますので、外国から入つてまいります生糸の、ことに中国からの生糸のふえますウエートが非常に高いわけでございますので、国内価格の高騰を幾らかでも抑制をするという観点から中国産の生糸に對し便宜税の供与をいたすことにいたしました。

わけでございます。

○塚田委員 通産省来ていますかね。——輸入課長で適當かどうかわかりませんが、輸入課長でもいいです、答えてください。そういう趣旨で生糸の関税を下けたわけですよ。便宜税にしました。そこで實際現段階において生糸値段は下がつておるかどうかですね、この点について。

○秋吉説明員 農林省からはまだ来ておりません。

○塚田委員 それじゃ、あとにしまししょう。

中国については、かつて大豆、これは無税ですね、それから銑鉄については〇・五ですか、わずかな関税をやつておる。こういう個別的に、実は関税の引き下げを、貨物を指定してやる。したがつて、現在はまだ数品目について関税の引き下げを置かれておるものがあると思ひます。どのくらいの品目で、それは大体どのくらいの輸入額になっておるかということについてちょっと説明していただきたいと思ひます。

○秋吉説明員 事務的に御答弁いたします。

従来関税格差解消品目につきましては、御案内のように四百五十五品目にわたつてやつてまいりましたわけでございます。従来関税格差未解消品目といたしましては御承知の入品目ございまして、生糸、絹織物、にかわ、ゼラチンがその内容でございます。四十六年、また四十七年に新たに輸入物品もふえております。四十六年の品目につきましては二十三品目かと思ひます。四十七年につきましてはたまたま調査中でございますが、四十六年、四十七年を合算しまして約五十品目ではないかと思ひます。以上でございます。

○塚田委員 きょうは農林省も来てないし、通産省も来てないんですが、實際下げたけれども、ちまたでは生糸の値段はあまり変わらぬといふのが声だと思ひます。これはどこに原因があるか、これは國際的な生糸の値上がりという点にもあろうかと思ひますが、私は、それよりもやっぱり国内産業の保護という面と、それから関税政策上、これから長い将来を見て、こういう差別品目を残し

ておくというところは、特に中国の場合は、これはかつてと違つて、もうすでに承認した国でもある。そういう面から、五十品目にのぼる差別品目を残しておくということは、私は國際的な感覚からいって不都合だと、こう考へておるんですよ。自分のところで値段が上がれば、大豆しかり、銑鉄しかり、生糸しかりですね、とにかく上がったものについて個別的に下げていく、これではあまりエゴというか、アニマルというか、それではこれからの長い中国との貿易つき合いというものはできないのではないかと。

端的にいうと、この際思い切つて五十品目全部についてそういう差別を撤廃すべき時期に来ていゝるのではないかと、こう考へておりますが、局長の率直な意見をひとつ聞きたいと思ひます。

○大蔵政府委員 御指摘のように、現在中国との間にはまだ格差のある品目があるわけでございますが、関税は國際的にも実は相互主義という観点からの判断が非常に大きなウエートを占めることが常識となつておるわけでございます。この点では中国側も知つておるわけでございます。先般、政府のいわゆる事務的なレベルの人間が中国との間にお互いの事情を知り合うために、関税局からも人を出したわけでございますが、その際にも、現在日本に對して中国が適用をしております税率と申しますものが、中国側の一般税率が、いわゆる高いほうの税率が日本に對し適用をされておるわけでございます。そのお互いのそういう税率の適用のしかたというのに関しまして、今度貿易協定が結ばれるときには、その時を同じくしてお互いに最惠國待遇の税率を適用し合おうではないか、こういうことで事務的に考へて、現在一応一致をしておるという段階でございます。御指摘のように、中国と日本の將來の国交を考へます際に、できるだけ早い機会にお互いに最惠國待遇の税率を適用し合うような關係になることが一番望ましい状態か、かように考へておるわけでございます。

○塚田委員 そこで局長、西ドイツはすでに中国

との間に最惠国待遇の協定を結んだことは御存じですね。そこで、訪中国の団長が帰って、西ドイツが声明をしているのですよ。その声明の内容を見るとこうなんですね。従来、西ドイツは中国に対して最惠国待遇をやっていた、この二国間協議をする前にとにかくやっていた、事実問題としてやっていた、今度の協定はそれを確認しただけだ。つまり西ドイツは、日本のように相手国がどうだこうだということでも待ってないで、すでに最惠国待遇を事実上与えている、それをあとで追認していく、確認する、こういう思い切った政策をとっておるわけです。平等互惠といいますが、私は資本主義の社会とそれから社会主義の社会の関税機能というか、これは根本的に違うと思うのです。だから日本のような概念で、向こうが差別しておるからこつちもだといふことではとらえられないものがあるのじゃないか。これは西ドイツは敏感に感じ取っているわけですよ。そして事実問題として最惠国をやっているわけですよ。私はそのくらいの気持ちでいなければ、いまちやうど中国で航空協定の問題でがたがたやっていると、これはあとで聞きますけれども、同じようなことではなかなか進まず。やはりこれからの中国との貿易の關係等考えてみても、私は思ひ切つて事実問題として最惠国待遇を与えるべきだ、できないければ、全品目について政令をしてそして便益関税を与えるという方策を、これは日本独自でできますからとるべきだと思つて、これが、ひとつお考えを聞きたいと思つて、

時間が長くかかる、こういうようなことでも相なりますと、少なくとも関税だけに關してでも中国との間で協定と申しますか、取りきめのものものが早く結ばれるように、私どももいたしましても努力をしたい、かように考えているわけでございます。

○塚田委員 私は、そう言うのは、台湾の問題があるからですよ。これが中国だけだったら、いまのような局長の答弁も私は了解したいと思つて、すけれども、しかし台湾の問題があるのでおそれくこのままの状態では関税交渉というのは非常に長くなるだらう、やはり台湾がネックになつてくると思つて、なぜかという、日本では台湾については最惠国待遇をしているでしよう。最惠国待遇だけでなくてそれにプラスして特恵待遇もやっているではないですか。つまり、チョウウ花よとなでているわけですよ。最惠国と特惠と両方プラスしてやっているわけですよ。しかも共同声明の中では、台湾はもう中国の不可分の領土の一部だといふことが決定されていながら、わざわざ政令まで改めて「國」のうちに「その一部である地域」というのを加えながら台湾を保護しているわけですよ。そういう關係が、おそらく、何月かから始まるかわかりませんが、聞くところによると五月ごろから、國會が終わつてからゆつくりかかるという話ですが、ネックになると思つて、そういう台湾との關係からいっても、私はもう端的に言つて、台湾にはあらゆるものを、そういう特恵的なものをやる必要はない。これは関税にしても、あるいは円借款にしても、あるいは今度の航空の問題にしてもそのとおりですよ。と思つけれども、それはそれとして、原則論として、實際問題としていまやらなければならぬのはこの関税の問題だ。ここでやはり障壁を取り払ふべきだ。これがこれからのあらゆる交渉のいい糸口になつていくのではないかと思つて、これはひとつ大蔵省として十分考えなければならぬことだと思つて、どうですか。

○大蔵政府委員 これはいわゆる中国、台湾問題という非常に高度の政治的な問題でございます。これに対して日本といたしましては、いかに対処するかという基本的な問題が背後にあらうかと思つて、関税の面に關しましては少なくとも私ども事務レベルの間の話し合いにつきましては、何回も繰り返して恐縮でございますけれども、ただいま、先ほどお話をいたしましたような話し合いが中国との間で一応でき上つておりますので、少なくともできるだけ早い機会に関税の問題に關しましては先方の中国政府に對しましてアプローチをするということが非常に大切であるのではないかと考えておるわけでございます。したがうして、できるだけ早い機会におきまして一回中国側とアプローチして先方の感觸もさらに確かめてみたい、かように考えております。

○大蔵政府委員 全体は貿易交渉は私どももいたしましても何月をめどということとはちやうと外務省のほうにあらしめていただかないとわかりませんけれども、その関税に關しまして、いまのところ何月というこの具体的な計画があるわけではございません。しかしながら、私といたしましては、関税だけに關しても早く交渉を始める意圖があるのかないのかというところから、中国側政府に對してもアプローチをいたしてみたい、かように考えておるわけでありまして、

○大蔵政府委員 一つのお考え方かと思つて、けれども、現在日本に参つておられます中国の臨時代理大使の方にも私にお会いをいたしましてお話をいたしました際に、できるだけ早く日本と中国の間に貿易協定が結ばれて、その際にお互いに最惠国待遇を与え合うような間にならうではないかという話し合いをいたしまして、先方もそれに対して納得をしておられる状況でございますが、場合によりましては、貿易協定の結ばれるのが非常に

○武藤(山)委員 ちよつと関連して。関税局長、前にここで議論された中国からの肉輸入の問題、口蹄疫の問題、これはまだ解決しないのか。それからもう一つは、中国から入ってくる内臓、ホルモン剤、ホルモン焼きの材料ですね、これは煮沸したものではないか、こういう措置はまだ続いているのかどうか。もうすでに七、八年前に大蔵省は善処してこれは前向きに検討するといふことを約しているのだけれども、現状はどうなっているか。まだ差別しているのか。

○山本(幸)政府委員 日本と台湾との外交關係は、御存じのようにもう切れたわけなんです。経済的な關係はまだ続いているわけでございます。その關係を今後の日中間の外交交渉の上でどういうふうにしていくのかということがまた、私は話し合いの内容になるだらうと思つて、そういう交渉を通じてそういう問題をどう考えていくかということとはだんだんとはつきりさせなければならぬ、またはつきりしていただく、こゝろ思つて、これはまあこれからの外交關係にまたなければならぬ、少なくとも外交關係は切れて一本化されたという一つの方向は出ておるわけでありまして、そういう一つの方向が出ておるといふことを踏まえて、これから外務省あるいは大蔵省が中国と接觸をしながらその中で考えていく、こういうことであらうと思つて、

○大蔵政府委員 一つのお考え方かと思つて、けれども、現在日本に参つておられます中国の臨時代理大使の方にも私にお会いをいたしましてお話をいたしました際に、できるだけ早く日本と中国の間に貿易協定が結ばれて、その際にお互いに最惠国待遇を与え合うような間にならうではないかという話し合いをいたしまして、先方もそれに対して納得をしておられる状況でございますが、場合によりましては、貿易協定の結ばれるのが非常に

○武藤(山)委員 ちよつと関連して。関税局長、前にここで議論された中国からの肉輸入の問題、口蹄疫の問題、これはまだ解決しないのか。それからもう一つは、中国から入ってくる内臓、ホルモン剤、ホルモン焼きの材料ですね、これは煮沸したものではないか、こういう措置はまだ続いているのかどうか。もうすでに七、八年前に大蔵省は善処してこれは前向きに検討するといふことを約しているのだけれども、現状はどうなっているか。まだ差別しているのか。

○山本(幸)政府委員 日本と台湾との外交關係は、御存じのようにもう切れたわけなんです。経済的な關係はまだ続いているわけでございます。その關係を今後の日中間の外交交渉の上でどういうふうにしていくのかということがまた、私は話し合いの内容になるだらうと思つて、そういう交渉を通じてそういう問題をどう考えていくかということとはだんだんとはつきりさせなければならぬ、またはつきりしていただく、こゝろ思つて、これはまあこれからの外交關係にまたなければならぬ、少なくとも外交關係は切れて一本化されたという一つの方向は出ておるわけでありまして、そういう一つの方向が出ておるといふことを踏まえて、これから外務省あるいは大蔵省が中国と接觸をしながらその中で考えていく、こういうことであらうと思つて、

○大蔵政府委員 一つのお考え方かと思つて、けれども、現在日本に参つておられます中国の臨時代理大使の方にも私にお会いをいたしましてお話をいたしました際に、できるだけ早く日本と中国の間に貿易協定が結ばれて、その際にお互いに最惠国待遇を与え合うような間にならうではないかという話し合いをいたしまして、先方もそれに対して納得をしておられる状況でございますが、場合によりましては、貿易協定の結ばれるのが非常に

○武藤(山)委員 ちよつと関連して。関税局長、前にここで議論された中国からの肉輸入の問題、口蹄疫の問題、これはまだ解決しないのか。それからもう一つは、中国から入ってくる内臓、ホルモン剤、ホルモン焼きの材料ですね、これは煮沸したものではないか、こういう措置はまだ続いているのかどうか。もうすでに七、八年前に大蔵省は善処してこれは前向きに検討するといふことを約しているのだけれども、現状はどうなっているか。まだ差別しているのか。

○山本(幸)政府委員 日本と台湾との外交關係は、御存じのようにもう切れたわけなんです。経済的な關係はまだ続いているわけでございます。その關係を今後の日中間の外交交渉の上でどういうふうにしていくのかということがまた、私は話し合いの内容になるだらうと思つて、そういう交渉を通じてそういう問題をどう考えていくかということとはだんだんとはつきりさせなければならぬ、またはつきりしていただく、こゝろ思つて、これはまあこれからの外交關係にまたなければならぬ、少なくとも外交關係は切れて一本化されたという一つの方向は出ておるわけでありまして、そういう一つの方向が出ておるといふことを踏まえて、これから外務省あるいは大蔵省が中国と接觸をしながらその中で考えていく、こういうことであらうと思つて、

○大蔵政府委員 一つのお考え方かと思つて、けれども、現在日本に参つておられます中国の臨時代理大使の方にも私にお会いをいたしましてお話をいたしました際に、できるだけ早く日本と中国の間に貿易協定が結ばれて、その際にお互いに最惠国待遇を与え合うような間にならうではないかという話し合いをいたしまして、先方もそれに対して納得をしておられる状況でございますが、場合によりましては、貿易協定の結ばれるのが非常に

○武藤(山)委員 ちよつと関連して。関税局長、前にここで議論された中国からの肉輸入の問題、口蹄疫の問題、これはまだ解決しないのか。それからもう一つは、中国から入ってくる内臓、ホルモン剤、ホルモン焼きの材料ですね、これは煮沸したものではないか、こういう措置はまだ続いているのかどうか。もうすでに七、八年前に大蔵省は善処してこれは前向きに検討するといふことを約しているのだけれども、現状はどうなっているか。まだ差別しているのか。

○山本(幸)政府委員 日本と台湾との外交關係は、御存じのようにもう切れたわけなんです。経済的な關係はまだ続いているわけでございます。その關係を今後の日中間の外交交渉の上でどういうふうにしていくのかということがまた、私は話し合いの内容になるだらうと思つて、そういう交渉を通じてそういう問題をどう考えていくかということとはだんだんとはつきりさせなければならぬ、またはつきりしていただく、こゝろ思つて、これはまあこれからの外交關係にまたなければならぬ、少なくとも外交關係は切れて一本化されたという一つの方向は出ておるわけでありまして、そういう一つの方向が出ておるといふことを踏まえて、これから外務省あるいは大蔵省が中国と接觸をしながらその中で考えていく、こういうことであらうと思つて、

つ進めていただきたいと思ひます。

また便益関税の問題に戻りますが、日本の関税構造というものは、これは日本の経済の構造に影響されて、とにかく原材料についてはできるだけ安い関税を、製品については比較的高い関税を、こういう構造を伝統的に持っていたと思ひます。つまり、日本は原料は安いのですから。しかし、最近になりまして、その構造は、これは外貨が非常にたまったということ等いろいろな原因から、それは検討し直さなければならぬというのが審議会あたりの答申から出てくると思ひます。つまりそういう面からいって、私も製品の輸入あるいは半製品の輸入ということ、それから日本の経済の大きなポイントではないかと思ひます。さて、中国の問題について、生糸については一五％を七・五％に下げた、この点は、生糸はまだ原材料ですから、で、いまのような転換しなければならぬという観点からいへば、絹を原材料としたいろいろな織物があると思ひます。これは綿も同じですけれども、どうしてこういうものを残しておくのか。生糸の減税と同様こういうた製品についても早く便益関税を適用するという方策をあわせてとることが、やはりこれは理屈の帰結だと思ひますけれども、どうでしょう。

○大蔵政府委員 現在わが国の絹織物業者の大部分、約八三％に相当いたします業者と申しますものが、織機が十台以下のいわゆる家族労働を主体といたしますところの零細企業でございます。これは最近確かに生糸の価格が高騰いたしておりますので、これらの企業は非常に原料難、そういう難問に直面をいたしております。これらの絹織物業者の採算が悪化をいたしております。これは最近でも昨年と比べて一〇％ほど値下がりをしていまして、中国からの絹織物の輸入は現在の関税率がその輸入を阻害をしております。このところ中国からの絹織物に對しまして便益関税を供与するということを考へておるわけではござ

いません。

○塚田委員 いま局長の言ったことですが、これは中国では日本だけの品物が高いとか安いとかいうことによつて向こうで輸出するとかしないとかいうことはないので、商社じゃないのですから、社会主義の国ですから。経済の計画に従つて、今度は幾ら日本に輸出したいかというところまで、私の言ひは、さっきの原則に戻るわけですよ。これからの貿易交渉の中でそういう構造に転換しなければならぬと言つておるし、またお互いに最惠國待遇をやるという面からいってもそういう積み重ねこそ必要じゃないかという点を言つておるわけですよ。それはひとつそういう点で考慮してもらいたいと思ひます。

いま中国の問題を言ひましたが、国交回復のな北朝鮮あるいは北ベトナム、これとの貿易も今はほとんど盛んになっていくということが予想されると思ひます。朝鮮にしましては好転してきていますから、特に朝鮮の場合は生糸の輸入といたしましては、やはり考へられます。韓国との間には大きな差があるわけですよ。生糸は韓国は無税でしよう。

○大蔵政府委員 七・五％であります。

○塚田委員 中国と同じですね。それにしまして、朝鮮はおそらく一五％じゃないかと思ひます。いま国交はないけれども、かつて中国に對しては便益関税をほとんど与えていくという方向で善処すべきだ、こう思ひますが、どうでしょう。

○大蔵政府委員 先ほど来申し上げておりますように、便益関税の供与と申しますのは、原則といたしまして、基本的に相互主義の原則というところで、相手国側が日本側に対して最惠國待遇を与えます場合に、日本側も相手側に対して最惠國待遇と同様の税率、すなわち便益関税を適用するということがたまたまになつておるわけではございますが、たまたま論だけを言つておるわけにはま

いりませんで、今回日本の国内物価の生糸の高騰という点がございまして、中国産の生糸に對しまして便益関税を供与いたすことになつたわけでございますが、中国の場合にはすでに国交が回復をいたしておるわけでございます。北朝鮮あるいは北ベトナムに關しましては現在国交が開かれておりませんし、相手の関税制度を自分も私どものところでも実はつまびらかになつておらないわけでございます。したがひまして、現在のところ北朝鮮あるいは北ベトナムに對しまして便益関税の供与をするということは考へていない次第でございます。

○塚田委員 これは私としては、朝鮮との貿易額も年々上がつてきていますし、北ベトナムとの関係はまだ微々たるものですが、おそろくこれから食料品その他の面についていろいろなあれが出てくると思ひます。そういう面でも、かつて中国を承認しないときに大豆や鉄鉄について処置したと同様の考へ方で、やはり未承認國に對しては処置をすべきじゃないか、これはひとつ強く希望をしておきます。

最後に、貿易は年々輸出入総額がどんどん膨張してきております。しかし残念ながら関税処理の段階で、非常な人手不足でさつき言つたやうないろいろな不測の事件も起きてきているわけですよ。私は特に税関の場合考へるのは、現場職員というが、実際に税関事務に当たる職員のウェイトが額に比べて非常に低い。これを税関の場合特に痛感するわけですよ。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕

それで、管理部門じゃなくて現場の職員について、もつと考へないと、これからの貿易量に對したた事務処理なりあるいは関税政策の遂行というものは困難だと思ひます。この点、非常に抽象的な質問になりますけれども、ひとつ局長の決意を聞きたいと思ひます。

○大蔵政府委員 税関の現場職員に對しましての仕事の面について、先生から非常に御同情のある発言をしていただきまして、私も非常にありがた

たしておるわけでありま。しかも世界から、日本の非関税障壁ということの中に、いわゆる税関のせいではないものも、税関のために日本に對して輸出がしにくいんだという声も現実問題として聞くわけでございます。こういう観点から、私の立場をいたしましては税関の現場職員の数もさらに充実をいたしまして、特にこれから輸入が非常に重要なときにあたつておりますので、今後人員あるいは予算の要求というやうなこともその方向で私も全力をあげて當たりたい、かやうに考へておるわけでございます。

○塚田委員 最後ですが、関税政策というのは、国の全体的な政策との関連というやうなことを当然考へなければなりません。やっぱり関税は一面において現実には起きているいろいろな事象に即応する体制を機動的にとる、税率にしましては、と同時に、長い見通しの中で税率を定めないと、両国間の国交問題にも非常に響くやうな事態があると思ひます。たとえばさつき質問がありました金の問題なんかは、きょう現在、金はおそろくばこれは犯罪者ですよ。ところが、金はおそろくいずれは自由化されるでしょう。そうなりますと金を持ち込んだ者は英雄ですよ。まあ、国から褒賞でももらわなければならぬやうなことになる。きのうまでは犯罪者、きょうからは英雄、こういうやうにぐるぐる変わる見通しのないやり方は、関税の面でもひとつ改めてもらいたいと思ひます。政府もこの間の答弁で、野党のほうが見通しがあつた、こういうあれがあつたらしいのですが、それは関税の面でも言へると思ひます。その点ひとつ十分留意してやつてもらいたい、こう考へておるのですが、最後に決意を聞きたいと思ひます。

○大蔵政府委員 御指摘のように、関税面に關しましては昨年十二月に長期答申をいたしておるわけでございます。その答申の中の方向と申しますものは、それ自体関税のあり方、正しい方向を指し示していると思ひます。私も、この答申の線に沿ひまして、その新しい観点からの関税の見

直しということを真剣に考えまして国益に沿いたい、かように考えておるわけでございます。

○塚田委員 終わります。

○鴨田委員長 午後二時より再開することにし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後二時三十分開議

○鴨田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。高沢寅男君。

○高沢委員 関税定率法の改正について御質問申し上げます。

初めに、この三月一日の予算委員会でも、まだ自由化されていない農産物の二十四品目、これを自由化した場合に国際収支上の影響がどのくらいあるか、こういう質問があつて、農林大臣から約五億ドル、こういうふうな見解の表明があつたわけですが、同じような意味で、昨年の十一月二十二日から関税の二〇％一括引き下げが行なわれたわけですが、この措置をとられた大蔵省が、これによつて年間どのくらいの国際収支上の効果あるかは影響があるというふうにお考えになつていたか、そこをお尋ねいたします。

○大蔵政府委員 昨年の十一月にやつていただきました関税の一律二〇％引き下げ、関税を引き下げますと当然輸入価格が下がりまして、それだけ輸入増大効果があるわけでございます。昨年やつていただきましたのは、主として鉱工業製品並びに加工食品を中心としたしまして千八百六十五品目やつたわけでございますが、これによりまして、私どもの試算によりまして一応有税品の輸入額に對しまして関税の引き下げ率をかけたしまして、さらにそれに対して輸入の関税負担率に對する弾性値をかけてはじき出す計算をいたすわけでございます。品目によりまして弾性値は若干違つた弾性値でございますけれども、私どもの試算によりまして、昨年の十一月にやつていただきました

ました一律二〇％引き下げによりまして輸入増大効果は、四十八年度、いわゆる平年度ベースに換算をいたしまして、約二億八千万ドルというふうに計算をいたしております。

○高沢委員 そういたしますと、あの措置がとられたころも円の切り上げがまたあるんじゃないかというふうなことがいわれてたわけですが、この二〇％の関税引き下げ措置は円の切り上げにかなり得る措置である、これをやれば再度の円切り上げは必要がない、これにかなり得る措置であるというところまで期待をされたかどうか、二億八千万程度じゃあまりたいした額じゃないと思うのですが、その辺はどうですか。

○大蔵政府委員 御承知のように、日本の貿易収支の黒字というのは、今年度約四十億ドルをこえるものでございまして、いわゆる輸入増大効果と申しますのは二億八千万ドルということ、いろいろな円対策の二環として関税の引き下げも補完的な効果を期待はいたしておりましたけれども、関税を一律に二〇％引き下げるだけの問題で、貿易収支の問題がすべて解決いたすとは當時も考えておりませんでした。

○高沢委員 それから、わが国の場合、現在残存輸入制限品目三十三品目あるわけですが、これに對して国際的にこれをはずせはすという声が出てくるわけですが、かりに三十三品目をすべて制限をはずした、こういうふうにした場合、先ほどお尋ねしたと同じ意味で年間どのくらいの国際収支上の影響が考えられるか、これはどうでしょう。

○大蔵政府委員 実は輸入の自由化の問題は、税関の所管でございせんので、私からお答えをいたすことは適當でないかもしれませんが、私どもが聞いておりますところによりまして、農林大臣が、先般の予算委員会におきまして農林大臣がお答えになりましたように、残存輸入制限品目二十四品目を自由化することによりまして約五億ドル、それから通産関係物資の自由化、これもなかなか現実の計算は非常にむずかしいら

しゅうございませけれども、要するに、かりに完全に自由化をするということにいたしますと、約五億ドル見当内外ではないかというふうな話を私聞いております。したがしまして、残存輸入制限全部で合計約十億ドルというところが一応考えられるのではないか、かように考えます。

○高沢委員 そこで、これに對して盛んに諸外国から輸入制限をはずせという強い声が繰り返して出ているのですが、これについて、今後その三十三のうちの幾つとか、あるいはまた全然はすさないとかいうふうなこれからの対応のしかたがあると思ふわけですが、この辺はどういうふうにお考えになっておりますか。

○大蔵政府委員 実は現在自由化をされておられません品目に關しましての所管は、大蔵省でございせんので、私がお答えをする立場にあるかどうかかわかりませんが、大蔵省の立場といたしましては、やはり總論的には、今回、現在の日本の置かれております立場から申しまして、できるだけ自由化の方向で対処する、そのかわりに、自由化することによりまして、いろいろな業種に對しましていろいろな波及効果があるわけでございますから、それに対する対応策を十分に考えて、徐々に自由化するという基本的な態度であろうかと思ひますが、現実問題といたしまして、現在残存しております三十三品目の非自由化品目と申しますのは、いわゆるハードコアと申しますか、いろいろなむずかしい問題があつて今日まで自由化をできなかった品目が残つておるわけでございます。したがしまして、これを今後いかなるテンポによりましていつごろするかという問題は、やはり慎重に検討をしながら進めていかなくてはならないのではないか、かように考えておるわけでございます。

○高沢委員 先ほど二〇％の関税の一括引き下げで平年度約二億八千万ドル、そういう影響を見込んでお答えがあつたわけですが、あれから十二月、一月、二月と約三ヶ月経過しておりますが、この間の実績としてはどんなふうな数字が出てお

りますか。

○大蔵政府委員 昨年の、四十七年の一月から十一月までの輸入の対前年同期比の伸び率が一一七・六％であつたわけでございますが、四十七年十二月、すなわち昨年の十二月は、対前年同期一三四・六％、さらに四十八年の一月が一三二・二％、さらに先月の、ただいまのところ中旬までの数字しか出ておりませんが、通関実績におきまして対前年同月比一四三・一％と、非常に輸入の増大傾向が顯著に出ておるわけでございます。このうちどのくらい関税の引き下げの影響があつたかということは、これはちよつと数字をもつてお示しできませんけれども、やはりこれも輸入増大傾向に對して一つの働きをなしておる、かように私どもは考えておるわけでございます。

○高沢委員 昨年の国会で対外経済関係調整措置法案をお出しになつて、これはまあ結果としては成立したわけですが、この中で、関税率の改定について、政令によつて弾力的に改定していくという、こういうふうな措置をお考えになつていたわけですが、こういう措置を今後についてはどういうふうにお考えになつていますか。やはり必要がある、また、そういう法案も立法化したいというふうなことはどういうふうにお考えになつておりますか。

○大蔵政府委員 昨年の対外経済関係調整措置法案の中におきまして、関税のいわゆる政令委任と申しますか、関税を引き下げるに關して政府が権限をいただいてやるという内容は、含まれておりませんでした。で、今後におきまして、盛んに新聞紙上等に出ておりますが、この問題は非常にむずかしい問題でございまして、要するにいわゆる憲法上の租税法定主義の問題であるとか、あるいは国会の審議権の問題、いろいろな面におきまして非常にむずかしい問題がありまふけれども、一般的に申し上げまして関税を——今回中国に對する生糸の関税を、便益関税を供与することによつて引き下げたわけでございますけれども、一般的に最近のように国内の物価問題その他が非

常に大きな問題になっておりますときに、何か要するに歯どめと申しますか、そういうような基準を求めることができますれば検討に値する問題ではないかと私考えておりますけれども、現在のところ考えておりません。

○高沢委員 通産省見えていますね。第三次円対策の中で、輸出貿易管理令の発動ということが行なわれたわけですが、このことでちょっとお尋ねをしたいわけですが、ことしの一月以来、輸出貿易管理令を発動された品目はどんなようなものが対象になっておりますか。

○柴田説明員 一月から貿易令を発動いたしましたのは、自動車関係四品目でございます。乗用自動車、貨物自動車、車体並びにシャーシ及びオートバイでございます。引き続きまして二月一日から七品目に貿易令を発動いたしました。その対象品目は家庭用電気機器、ラジオ受信機、ステレオ、テープレコーダー、カメラのレンズ、三十五ミリカメラ、八ミリ映画撮影機の七品目でございます。

○高沢委員 同じようにこの発動によって、これを年間にしてどのくらい国際収支上の輸出抑制の効果が期待できるか。この辺はどういうふうにお考えになっておりますか。

○柴田説明員 今回の輸出調整措置の対象にいたしておりますのは、ただいま申し上げました貿易令対象の十一品目以外に、業界の自主調整によるものとして、輸出入取引法に基づく協定あるいは輸出水産業振興法に基づく調整というものを含めまして二十品目でございますが、これによる当初の輸出の減少見込み額は約十億ドル弱でございます。

○高沢委員 これも実施されてまだ月数はたいしてたっておりませんが、それは大々期待される効果がいままでの実績で出ておる、こういうふうにお考えになりますか。

○柴田説明員 貿易令の対象期間は、昨年の九月からことしの八月三十一日までの一年間の輸出を調整するという対象としておりますが、通

関統計が公表されておりますのは去年の十一月まででございます。速報で数品目について一月までの実績が把握できるわけでございますけれども、その一月までの速報で把握できる数品目について類推いたしますと、全体の調整ワックの中で輸出が行なわれている、かようにわれわれ判断しております。

○高沢委員 また大蔵省のほうへお尋ねをいたしますが、ことしの一月の段階で、大蔵省では輸出税の構想を検討されたと思うのであります。この輸出税の構想は、いまの段階でどういうふうにお考えになっておりますか。やる必要がありとお考えかどうか。

○大蔵政府委員 御承知のように、対外経済関係の調整をはかりましたためには、通貨、通商両面におきまして、あらゆる総合的な施策を講じなくてはならない必要があると思っております。特に通貨の調整は、わが国の経済全体に非常に大きな影響を及ぼすものでございまして、政府といたしましては、従来から通商上の施策による対外経済調整につとめてまいりましたわけですが、ただいま通産省から御説明がございましたように、現在のところ、その輸出面に対する調整をいたしましたのは、何よりも貿易令によってこれを行なうという政府の方針で対処をいたしております。輸出税と

いわれる貿易令による輸出の調整と申しますものの経済効果は、同じ効果を持つわけでございます。この点に関しまして、現在貿易令がはたしてどういふ効果を持つものかということ、いましばらく見守りまして検討をいたす必要がある問題ではないかと考えております。

○高沢委員 かりに伝えられるように、輸出税を設けてその税率が一〇％というふうなことになる場合、これによって国際収支上の効果がどのくらい期待されるとお考えになりますか。

○大蔵政府委員 これは輸出税を一体どういふ税率で、たとえばいま一〇％というお話がございまして、たとえいま一〇％というお話がございまして、輸出税をかける品目を例外なく全部

の品目に対して輸出税をかけるということは、これはやはり国際競争力のない、いわゆるそんなに強くない業種というのものもあるわけでございます。現実問題としては輸出税をかりに創設をいたしましたも、全品目一律にかけるというふうなことはなかなかむずかしいかと思っております。したがって、いろいろな仮定の条件が――まだいまのところ輸出税を現在の段階におきまして設けるといふ考え方はございせんので、これが輸出面におきましてどのくらいの効果があるかという計算はいたしてございません。

○高沢委員 いまのお答えは私どもはわかるわけです。そこでこれは、これからの円の切り上げの問題に結局からんでくるわけですが、いまは変動相場制でやっているわけですが、これは当然いづれかの時期にレートを設定して、そうして何％という円の切り上げがきまってくるわけですが、そのなりまして、これは対外経済関係では貿易令にこの効果というものは及んでくるというふうなことになるわけですね。それに対して、かりに輸出税というふうなものをやろうとすれば、これはどういふ品目に対して適用するといふふうなある程度選択的あるいは選択的な適用ができるわけですね。非常に輸出の伸びの大きいものとかあるいは鉄だとか自動車だとかというふうなそういう相手の対象をきめて適用ができる。こうなりますと、私はその政策効果が中小企業等に及ぶことを避けて、しかも効果的に国際収支上の効果をあげていくという、こういうふうな考え方がすれば、むしろ輸出税という考え方は積極的に検討すべきものじゃないか、こういうふうにお考えのわけですが、いかがでしょうか。

○大蔵政府委員 これは全く御指摘のように、かりに輸出税を検討いたします場合、私ども事務局の立場といたしまして、先ほど申し上げましたように、一律的に輸出税をかけるということはなかなかむずかしい問題、いわゆる選択的課税ということに相なるという性格のものであるべき

である、かように考えております。したがって、御指摘のように輸出税を設ける場合の効果といたしましては、選択的な課税ができるということとで非常にいいではないかというお考えはまさしく私どもも非常に価値のある御意見であらうというところでございまして、私どもはやはりこれからあらゆる手段、いわゆる輸出対外調整手段としていろいろなものを検討していかなくてはならないと思っておりますけれども、輸出税という問題に關しまして、一体どういふ点に問題があるかというところも含めまして、慎重に検討させていただきます。さように考えておるわけでございます。

○高沢委員 ここで、これは非常に高度な政策選択の問題になりますから、私は政務次官にお答えをいただきたいわけですが、先ほど申しましたように、中小企業関係のほうではすでにいろいろの製造の原料価格が上がっているとか、あるいはいまですに変動相場制の結果として非常に大きな影響を受けているとか等々のことがあつたわけですね。それに加えて正式にレートが設定されるときに、またかりに、伝えられるように二〇％も円のレートが切り上げになるといったふうなことになるわけだと、中小企業関係で貿易に携わる人にとつては非常に大きな打撃になる、こういうふうにお考えですか。

そこで、円の切り上げの率が一定の線がかりに出てくるとすれば、その段階でその切り上げの率は半分にとかめて、あとの半分の効果は言つたような選択的に適用される輸出税というもので、そういう効果をあげていく、つまり輸出税と円のレートの切り上げというふうな政策手段を組み合わせ、そして妥当な効果を出していく、中小企業には打撃を軽くしていくというふうなそういう考え方は私は非常に必要じゃないか、こう考えますが、政務次官のお考えをお聞きしたいと思います。

○山本(幸)政府委員 いまお話ししたのは、円のレートをきめるきめ方の上において輸出税というものを片方で考えながらなるべく小幅に、こういうお

考えるようであります。これも確かに一つのお考えかと思えますけれども、変動制でありますけれども、いずれは固定制に戻るといふことでもあります。その際に切り上げになるというのが常識になつておきますので、中小企業に対する影響をどうつかまへ、またこれにどう対処していくかというのが政府としてもいさぎよくおこなうところであり、金融上の措置についても早くやりたいといふことで、いろいろいま研究をいたしておるわけでありませう。

そこで、いま輸出税というものを考える、輸出税はいま局長がお答えいたしましたように、貿易令でやる場合と同じような効果を持つものだと思います。輸出税についてあまり突き詰めて大蔵省でも検討していないという段階にあるわけでありませう。そういうところでもいろいろ円のプロットという問題が起きておることもありまして、まだ輸出税についてそれほど前向きに早急にやらなければならぬ情勢でもない、こういうわけでございませう。

そこでお話しのような両方うまくてんびんにかけたような器用なことが一体できるのかできないのか、これは私は非常に検討を要し、研究を要する問題ではあると思ひますけれども、しかし円の問題は円の実勢そのもので考えていかなければならぬ。これは対外的にいふと外国との関係も考えながらきめていかねばならぬ。あまり低くてもいけないし、もちろん高いこともいけない、こういうきめ方を、全体として円の実勢を見てきめていかなければならぬという問題がありますので、それを輸出税のほうで差し引きするような、そういう器用な考え方が円のプロットをきめるときに成り立つかどうか非常に困難があるのではないだろうか。そういううまいあいにくにきまつて、日本の経済にびたり適応するようないことができるかどうかというのが政策の問題として非常にむずかしいのではないだろうか。しかしもちろん、中小企業を立ち行くようにしていか

ければならぬといふことは一方においてどうして考へていかなければならぬから、それはそれとして、一つ真剣に取り組んでいくといふことではなければならぬことはもちろんであります。そういうような考え方があります。

○高沢委員 円のプロットの問題は、確かに実勢から結局結論が出ていくことになるわけですが、その実勢というものが、具体的なもののさしとしては、結局国際収支でどのくらいの黒字がこちら側で出る、相手側のアメリカなりそういうところでのどのくらいの国際収支上の赤字が出る、こういうふうなところから結局実勢というふうなもの、判断も出てくるわけですから、そうすると、もう一回申し上げるわけですが、たとえば貿易管理令というものをいま現にやつておられる、さらに加えて輸出税というふうな対策もとられるというふうなことが、まだプロットしているその間にそういう策がとられていつて、そして結果としてアメリカとの関係にあるいはヨーロッパとの関係におけるそういう国際収支上のバランスが、かなり従来と違った効果がそういうところで出てきたといふふうなことになるべく、当然プロットしておる円のプロットの設定にあつても、言われるよりも低いレートへの切り上げでもって事が済むといふふうなことも当然考えられるわけですね。そういう意味から実勢でもってきまるというところがあるわけですが、その実勢できまるのをある程度こちらから政策的に動かしていく、プロットしているうちにそういう手を打っていくといふふうな考え方はあつていい、私はこう思ひますが、もう一回次官のお考えをお聞きしたいと思ひます。(私語する者あり)

○山本(幸)政府委員 確かに各国ともそれぞれその国の通貨のレートをきめるときに、いろいろな政策をそれぞれ使ひながらそれぞれの通貨の実勢がきまつていくということには間違ひないと思ひます。もちろん円につきましても同じことが言えるわけなんです、いまおっしゃる通りに、いまま

で円対策としていろいろ政府がやつてきておりますが、ものによつては若干ニュアンスはあると思ひますけれども、円対策自体はやはり引き続き進めていかなければならぬ。その円対策を進めていく上において、円の実勢というものがだんだんにきまつていくということでもあらうと思ひます。そういうことになりましたれば、いまの輸出税の問題も、おっしゃるような何がしかのメリットというものもある。しかし、貿易令というものがいまございませうから、貿易令でできるだけ運用しながら、輸出税というものにこだわらずに、貿易令で同じ効果が出るものでありますから、貿易令の運用で当面はやつていけたらどうであらうか、こう思ひます。

○高沢委員 ともかくそういうふうな円のプロットの扱いで、中小企業者関係が受ける打撃がなるべく軽く済むような、そういうふうな対策については大いに今後も研究していただき、また努力をしていただくようにお願いしたいと思ひます。

次に、いまわが国のそういう国際収支上の問題が非常に焦点になつております。戦後長い間、とにかく輸出を伸ばして外貨をかせぐといふことがすなわち善である、ここに国の政策目的がすべて集中されるという形で行つてきて、いまこの段階にきて、あまりに国際収支を黒字にするのはよくない、あまりに外貨をかせぐのはよくないという形に、そういう意味では政策を進める価値基準がいまここで変わつてつある、こういう段階にきてい

てみると、西ドイツの場合は、原材料輸入が一・九％、半製品が四・一％、製品の輸入が三・八％、またフランスをとつてもほぼ同じであります。原材料は三・三％、半製品は三・五％、製品が四・七％といふような形で、西ドイツ、フランスと比べて、日本の場合には輸入の構造に非常に大きな差があらう、こういうふうな形はつきりと出てくるわけですが、これに對して、いわゆるタリフエスカレーション、これも非常に重要な問題です。このことについては関税率審議会の答申の中でも、非常に根本的な問題として指摘をされているわけですが、これは正の方向について、これは多少長期的な展望が必要になると思ひますが、是正の方向についてどういふふうに将来を展望されているか、お尋ねしたいと思ひます。

○大蔵政府委員 御指摘のように、日本の輸入をいたしますものそれ自体が、原料が多くて製品が少くない。これは日本が不幸にして非常に天然資源に恵まれていないといふ、日本のそういうたゞとありますが、確かに今日の関税体系におきまして、今日の関税体系と申しますのは、いわゆるタリフエスカレーション、原料に安く、製品に高いという関税体系の機構は、これは否定できなかったものと思ひます。

したがしまして、昨年度の長期答申におきまして、そういうタリフエスカレーションの形を改めていくべきであるという答申がなされておるわけでございますが、私もそのとおりだと思ひますが、感であるわけでございます。昨年の一律二〇％の引き下げも、そういうたゞやうないいわゆるタリフエスカレーションを幾らかでも改めていくという意思があつたわけでございますが、最近におきまして、日本も徐々にいわゆる実行税率におきまして、タリフエスカレーションといふものも改めていくつあるわけでございます。一律引き下げ前

におきまして、日本の製品関税の平均関税率が一〇%であつたわけでございますが、一律引き下げ後は、その製品関税の実行税率が八・五%に下げられておるわけでございます。これは確かにまだアメリカであるとかあるいはEC等と比べて若干高いわけでございます。たとえばアメリカにおきましては、製品の関税の平均関税率は八・四%、イギリスにおきましては八・二%、ECが八・〇%といふことで、日本が八・五%に相なつたわけでございます。いまして、いわゆる先進諸国とほぼ同じような平均関税率の水準に向かいつつあるといふことは言えると思ひますし、さらに私どももいたしましては、今後この方向を推進してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○高沢委員 次は、特惠制度の問題についてお尋ねをいたします。

昭和四十六年の八月一日から四十七年の三月三十一日の間の実績で、わが国の総輸入額が四兆四千二百五十八億圓、その中で特惠受益国からの総輸入額が一兆七千二百四十億圓、その中で特惠を適用している品目の輸入額が四百四十五億圓、このうちで結局特惠制度に基づく輸入額は総輸入額に対して一%、それから特惠受益国の総輸入額に対して二・六%といふふうなことで、このパーセントの数字から見ればきわめてまだ微弱な数字である、こゝういふふうに言えると思ひます。

これは国際的にもいわゆる南北問題といふふうなことが非常にいわれて、わが国などに対しては、こゝういふ低関税諸国からも輸入してほしい、こゝういふ強い要求が出されておるわけですが、この特惠関税の適用品目の拡大、これについてこのこれからの展望、いわゆる南北問題のこともからめてどういふふうな将来への展望をお持ちか、お聞きいたします。

○大蔵政府委員 御承知のように、わが国の現在の特惠制度におきましては、いわゆる農水産物に關しましては、ポジリストと私も稱しておりますけれども、原則として農水産物に關しましては

特惠の対象にならない。ただし、農水産物の中でも国内生産物に対してあまり影響のないもの五十八品目を選び出して、これを特惠対象品目にしてゐる。逆に鉱工業産品に關しましては、原則として特惠の対象にするけれども、わが国の産業に対して影響のある品目十品目に關しましては特惠の対象からはずす、いわゆるネガリストを作成してゐるわけでございます。

わが国の置かれてゐる立場から申しまして、今後ともいわゆる農水産物に關しまして、ことに後進国の場合に相手方が非常に喜びますのは、農水産物に對しまして特惠税率を適用することが、いわゆる後進国の立場からいたしますと喜ぶわけでございます。いまして、わが国の産業に影響がない限りにおきまして、できるだけ五十八品目に加えて品目を拡大をいたす方向で検討をいたしたいと思ひます。今御審議をお願いしてありますところの法案におきまして、五十八品目に対して十一品目の品目追加をお願いをいたしておるわけでございます。今後ともこの方向で検討をいたしたい、かように考えてゐるわけでございます。

○高沢委員 低関税諸国でも、現状ではいわゆるモノカルチヤで、出す物がどうしても農水産物関係に比重がかつておるということはそのとおりですが、これらの国でも次第に軽工業から始めて、最近には特にわが国の従来の軽工業なりあるいは雑品工業なりと重なる面の工業が伸びつつある。今度は当然その品物を日本に対して買つてくれといふような要求が出てきて、国内中小企業政策とまたぶつかつてくるといふふうなことになるわけですが、この辺のところは当然国内産業保護政策の面と同時に、南北問題といふことも大きな見地があるわけですから、こゝういふ点においては、この特惠制度の拡大という方向をやはり基本的方向として進めていってほしい、こゝう考えるわけですか。

そこで、それに関連して、シーリングわくの運用の問題であるわけですが、シーリングわく自体の弾力化、今度の法律改正でもこゝういふふうな措

置を提案されてゐるわけですが、このわくに弾力性を持たせるといふことについては、たとえば年々の実績を基準にして、年々こゝういふわくに就いて是正を加えていくといふふうなやり方も成り立つんじゃないか、私はこゝう考えるわけですが、この点についてはいかがですか。

○大蔵政府委員 御承知のように、現在、特惠の輸入わくの設定に關しましては、関税暫定措置法八条の四におきまして、昭和四十三年の当該特惠受益国からの輸入額に、それ以外の、いわゆる先進国からのその前々年度の輸入額の一〇%を加えたものを各年度のシーリングとするとすることが定められておるわけでございます。ただいまの御質問は、その法律を改めて、基準年次の昭和四十三年度といふのを、最近年次に持つてきてはどうかといふ御趣旨かと思ひますが、何ぶんにも御承知のように、この制度は四十六年八月一日に発足したばかりで、今日まで一年半しかたつておらないわけでございます。したがしまして、現在この特惠の輸入わくの設定に關する基準を改めることはいかに日が浅いかと思ひますし、また、日本と同じようなシーリングわくの制度を採用してありますところの欧米諸国におきましては、日本と同じ年次、一九六八年を基準年次として採用をいたしておるわけでございます。他方、先進国の出方も見ながら、私どももいたしましては、基準年次に關しましてはその時代時代の大勢に即応して考え、できるだけ輸入わくを拡大する方向で日本をいたしましては検討を進めていくべきものと、かように考えておるわけでございます。

○高沢委員 最後に、国際経済関係の全体の背景に關してゐるわけですが、アメリカのほうでもこれから新通商法案が提案されるかといふふうな情勢にあり、しかもその中で、対外的な貿易障壁を高め、そしていわゆる保護主義の方向を強めるといふふうな傾向が出てくるんじゃないかといふわけでございます。

これに關係して、アメリカの議会筋では、また

たとえば輸入課徴金を設けようといふふうな議論が出ておるといふふうに伝えられるわけですが、特にこゝういふアメリカの保護主義の傾向の具体的なあらわれ、あるいは今後の見通しといふふうなことに對して、見解をお尋ねしたいと思ひます。

○大蔵政府委員 御承知のように、最近、アメリカの国内におきましては、御指摘のとおり、貿易バランスが赤字であるといふことで、民間あるいはアメリカの議会を問わず、その問題に對する関心が非常に強まつてゐまして、いわゆる保護主義的な傾向が強まつてゐることは否定できないと思ひます。先般エバリーが日本に参つたときに、エバリーもこゝういふ趣旨のことを申し上げておりましたが、アメリカの行政府内におきましては、今年度新国際ラウンドに臨むその責任者の立場をいたしまして、あまりアメリカ自身が保護主義的な立場をあらわすことは、アメリカとしてはとるべき方策ではないといふ意見の人たちがかなり強いわけでございます。確かに、国内対策の上から申しまして、新しい通商拡大法案の中に、保護主義的な政策をとり得るような権限を大統領に与えるといふような内容が盛り込まれる可能性は、私はかなり強いとも思ひますが、実際には、アメリカ当局をいたしまして、現在の段階におきまして、たとえば輸入課徴金を課するといふようなことは考えておらないように私は感じております。ただし、私どももいたしましては、アメリカの当局と接触をいたしますたびに、輸入課徴金といふようなものは絶対に課すべきではないといふことをたびたび話しておりますし、特に差別課徴金のようなものも賦課することは絶対に行なわないように、機会あるごとに先方に申しておるわけでございます。

○高沢委員 いまのお答えの中にも出たこれからの新国際ラウンドですね。つい先日、ジュネーブでそのための交渉準備委員会が行なわれたということが伝えられてゐるわけですが、これのこれからの日程、それからまたその内容、こゝういふふうなことの見通しをお聞きしたいと思います。

○大蔵政府委員 新国際ラウンドは、世界貿易の拡大と自由化を促進すること、通商関係を規律するための国際的な組みを改善すること、さらに世界の人々の生活水準を向上させること、こういふ三つの主目的をもつて開かれるという基本的な考え方に關しましては一致をいたしておるわけでございますが、この新国際ラウンドの場におきまして、いかなる項目に關して交渉をするかという、いわゆる交渉の対象になることの項目をきめる交渉準備委員会がこの七月に行なわれることになっておりまして、さらに、その交渉準備委員会におきまして交渉の対象になりますところの項目がきまりましたならば、これはこの九月に東京で行なわれることになっておりますけれども、いわゆる閣僚レベルの会議が東京において行なわれまして、そういう項目を審議することを認めるという宣言がなされまして、新国際ラウンドというものが開始される、かような状況になっておるわけでございます。

○高沢委員 その場合に、特にEC諸国の域内における関税と外に對する関税、この壁の相違を向こうは一生懸命堅持しようとすると思うのです。これは日米関係とはまた別に、日本の立場としてEC諸国に對してその辺が非常に重要な焦点になると思ひますが、この辺は日本の立場をどういふふうに主張していかれるのか、お尋ねいたします。

○大蔵政府委員 ECの機構そのものがいわゆる関税同盟的な域内の自給自足体制、これを逆に申しますればいわゆるブロック経済化の方向といえないことではないと思ひます。したがひまして、世界の自由貿易体制を進めるべき日本の立場といたしましては、域内の関税体系よりは、要するに世界的な自由開放体制の関税体系を推進すべきである、先般のケネディラウンドにおいても行なわれましたようないわゆる一括関税引き下げと申しますか、特に製品に關しましてはそういう方向に進めるべきであるということを中心として、関税に對しましては私どもといたしましては強く主張をいたしたい、かように考えておるわけでございます。その他のいわゆる域内農業問題であるとかあるいはそれぞれの国の持つておりますところの非関税障壁の問題であるとか、いろいろな問題が項目としては取り上げられる可能性があると思ひますが、関税から非関税障壁、セーフガード、そういうふうな問題、それぞれこれから真剣に日本としてあるべき立場を検討をし、これに臨みたい、かように考えておるわけでございます。

○高沢委員 最後に、特にアメリカに對してわれわれの側から主張すべき点、こういうふうなことを政府に對して要望して、それに対するお答えを聞いて、終わりたいと思ひます。

いまこの国際通貨問題というものの生まれてきておる一番根本的な原因は、やはり何といつてもドルから発しておるということであるわけで、その点ではこういうふうな多くの変動を生み出したアメリカの責任というものは非常に大きいわけですね。しかし結果は、そのアメリカからまたいろいろ、あしうろこというのを押しつけてくるというふうな状況になっておるわけですが、これに對しては、今度はこちらの側からアメリカに對して、こうしろということのやはり強い主張や要求が当然なければならぬ、こう思ふわけですが、こういう点で、たとえば各国の外為市場でドル売りの投機が発生した場合には、アメリカが責任をもつてドルの買ひさへに出動するというようなことも必要であらうし、あるいはまたいわゆるアメリカの多国籍企業というものが、国としては国際収支は赤字だといふが、しかしその多国籍企業が事実上資本を持ち出して、そしてヨーロッパその他アメリカの外で経済活動を展開する中で、アメリカの国としての国際収支は赤字になるというふうな状況とか、あるいはまた特に金との關係において、金との交換性を停止してそれになりなつておるわけですが、この点なども妥当な金とドルとの關係をもう一度設定して、そこで交換性を回復するとか、これはそういうふうなアメリカがなすべき根本的な措置がいまのところなされてないで、ヨーロッパに對して、あるいは日本に對して、いろいろの国際通貨上の要求をしてくるということは、この点では何といつても本末転倒であるわけですが。

そういう点で、われわれはわれわれでいろいろの措置は最大限やらなければならぬけれども、そういう根本のところではアメリカがなすべきことをやれ、こういうことを強くアメリカに對して要求していく、こういう立場が日本からいふ声が出ておるというふうに聞かれますが、このことを強くあらためてアメリカに對して要求することを要望し、それに対する御見解を政務次官から述べていただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 ただいまの高沢委員の御意見、私は全く同感であります。

〔委員長退席、大村委員長代理着席〕

今日の世界の国際通貨不安の原因の大きいものは、アメリカのドルがたぐさんに出たことにある、したがひまして、ドルの信頼を回復するといふことが国際通貨の安定をはかる道に通ずる、こう思ふのでございまして、わが国といたしまして、そういうアメリカの今後の国際通貨安定の上での大きな責任といふことは大いにひとつ求めていかなければならぬと同時に、おっしゃるようにヨーロッパ各国も同じような態度でそういう点をアメリカに求めることであらうと私は思ひます。今後の国際会議などを通じて、私は、日本の政府としてもそういう態度をはつきりしていくべきものであらうと、かように考えておるわけで、おっしゃることは同感でございます。

○高沢委員 以上で質問を終わります。

○大村委員長代理 増本一彦君。

○増本委員 共産党・革新共同の増本でございます。今回の関税率法などの本改正案の提案理由などを検討させていただきますと、最も重要な要因

が、やはりこの数年来の貿易収支の異常なまでの黒字、これをなくすためにやろうとしておる、こういうふうな一つがわかれるわけです。そのためにむやみに輸入をふやしてドル減らしをやろうとしておる、関税政策の問題だけではなく、いままでもいろいろ議論がされてきましたけれども、一体こういうふうなことで貿易収支の異常な黒字をなくすことができるかというところは非常に重要な問題だし、この点も政府もいろいろ答弁なすつていらつしやるわけですが、この関税政策とのかかわり合ひにおいて一体どういふように考えておるのか、今回のこのような提案でこれですとされているのかということについて、まずはっきりと政府の見解を伺いたいというふうに思ひます。

○大蔵政府委員 御指摘のように、私は、昨年の十一月の一律二〇%引き下げや、あるいは今回の御審議をお願いいたしております関税率の改正だけで、いわゆる貿易の日本の現在持つております問題が解決するとは考えておりません。先ほどもちょっと御答弁いたしましたように、先般の一律二〇%引き下げ、さらに今回の改正案によります輸入増大効果と申しますのは、数字に直しましても、私どもの計算でも約三億ドル程度のものでございまして、したがひまして、関税の持ちます機能それ自体、これをいければすべて解決をするという性格のものではないと思ひます。あくまでも対外調整策の一環、一つの環にすぎないものであらうかと考えております。ほかの施策が伴ひませんと解決をいたさないことは、申すまでもないものかと思ひます。特に関税につきましては、先般の一律二〇%引き下げ等は、今日までの考えからすれば、相当思い切つた施策を打つたわけでございます。したがひまして、関税と申しますものはあまり急激に動かしますと、同じ国内産業の立場といたしましては、非常にそれによりまして今日まで計画をしておりましたものに大きな狂いが生じてくるというふうな面もございまして、やはり徐々にこれは傾斜的に手を打っていくべき性格のもので

はないかと、かように考えておるわけでございます。これをもちて対外貿易収支の黒字が解決されるものであるとは私も考えておりません。

○増本委員 この貿易収支の黒字基調をなくして均衡を保つていくというのが、政府の一つの財政政策の柱になっておるわけですが、この点については、先般から円対策の問題を含めて議論がされておるわけですが、政府がやろうとしておることは、国内政策としては福祉への転換だとか、また輸出に対しても貿易管令などによる規制とかということをおきますと、独自にやる手というのは、あと関税政策以外にないわけですね。というのは、あとはほかの問題ということで、みんなアメリカやその他の外国と話し合つて、相手方の御本人さんがどう言うかということのかね合いでございます。こういう性質のものだと思つてですね。そうすると、実質的には、いま局長も言われたように三億ドルの効果しかないドル減らし、こういうことでは、結局、国際収支の不均衡を是正するということが、それ自体としてはさしたる効果がない。これは政府自身がお認めになっておるとおりです。

では、この貿易収支のこういう異常なまでの黒字で政府自身がたいへん心配しておるといふこの問題について、予算委員会などで私も質問させていただいたのですが、結局どういふ方向に行つてどう詰めてどう解決するのかという方向になりまして、これはまだはつきりした答弁が得られないわけですね。そういう中で、この関税政策と関税定率法などの改正案をそれと位置づけて、国会に審議しろとして出されておるわけですが、これだと、私たちも審議してはいる立場として、では一体いまのこの円問題やあるいは貿易収支のこういう異常なまでの黒字不均衡をどうやって調整し、是正するかというような立場で明確にそれに対処する、政府の立場に対応してやるということもできないという、いまこういう現状にあるのだと思つております。

ただ、それだけで一方では、政府のほうでこの

自由化の問題が新国際ラウンドの設定などの問題ともからめて非常に大きく強調されている。やはり日本のほうでやるのは、効果は薄いけれども、関税政策に手をつけて自由化の方向をさらに拡大していく以外に道がない、こういうようなことにならざるを得ないと思つておるわけですが、その辺の辺は一体政府としてはどんなふうにお考えなんでしょうか。これは私も審議を進めていく姿勢にも関係する問題です。政府もこの関税法案をどうしても通してほしいということでお出されおるわけですから、そこいらのところをどういふように考えておやりにならうと思つておるのか。言つてみればこれは政治問題ですから、政務次官のほうからひとつお答えいただきたいというふうに思つております。

○山本(幸)政府委員 お話のように、黒字基調が相当強く長く続いてきたということ、これに対して円対策というものを政府としてはやらなければならぬということ、昨年円対策を推進してきたおるわけでありまして、その円対策の中では、やはり輸入を拡大する、あるいは輸出を秩序あるものにしていく、あるいは国内体制としていく、これはお話しのように福祉国家を建設していくという目標に向かって進んでいくということ、あるいは貿易の自由化と並行して資本の自由化ということもひとつやつていかなければならない、あるいはまた、世界の中で黒字基調国としての責任として経済協力もひとつ大いにやつていかなければならぬ、こういうようないろいろな問題についてそれぞれ努力をしてきたわけでありまして、その努力の中の一つとしていたしましてはこの関税の問題があるわけでありまして、御存じのよう

に、昨年の秋に二〇%の一律引き下げというものをやったばかりであります。その効果が、先ほども具体的な輸入の率で示されましたように、逐次いふところへ持つてきて、今度一つフロートという問題が出てまいつたのでありまして、そういう全体を考え合わせながら、わが国の経済が健全

に安定して育つていくという観点から適正に円を固定化させるという方向、そしてまた同時に、従来からやつてきたところの黒字対策というものもやはり引き続き、何がしかのニュアンスは出てくるかもしれないけれども、目標としては、そういうものを前面に目標としてにらみながら進んでいくという姿勢であらうと思つておるわけですね。その中の関税の立場というものは、新しい国際ラウンドに臨む政府の態度としてはすてききりとしておるわけでありまして、国内の弱い産業を考へながらも、しかしやはり自由化の方向に進んでいかなければならぬ、関税を下げるという方向に進んでいかなければならぬと思つておるわけですね。間違ひのないところであらうと思つておるわけですね。

今度をお願いをいたしておりますこの関税の改正案は、すでに昨年の秋相当大幅に、二〇%引き下げしたあとでありますので、当面、特惠関税という問題、それから生活関連物資に關して一部関税の引き下げという、そういう程度にとどまつておるわけでありまして、今後における関税という問題が全体で占める位置というものは、私は、相変わらず相当のウェイトを占めるものであらう、そういう立場で関税を考へていかなければならぬまい、こう思つておるわけでございます。

「大村委員長代理退席、委員長着席」

○増本委員 いまそういうお話ですが、こんなにまで円問題が深刻な状態にある、いまのところ収拾の余地がなかなかない、関税政策にしても、たかだか三億ドルの効果。結局、国際収支の不均衡を是正するという課題は、いまのところ政府においては決定的なきめ手がないんじゃないか、こういうふうに私も思つておる、国民もそう考へておるのではないかと、思つておる。そればかりか、いまの経済専門誌などを見ても、決して展望を明確に出したような論調というものはないし、政府にその点で期待するといふものも明確なものが出ていない。これがいまの全体としてのジャーナリズムの論調でもあらうかというふうに思つておるわけですね。そういう点で

は、政務次官、どうなんです、いまの国際収支の問題は政府にとつても全くきめ手がない、関税をちよつといじるといつたつたかだか三億ドルの効果しかないのに、これじゃ百八十億ドルから二百億ドルの国際収支の黒字を減らしていくといつたつて、国内では打つ手が何にもない、こういう状態なんじゃないですか。どうなんです。○山本(幸)政府委員 いろいろの方法は、先ほど来申し上げたように、あるわけでありまして、こういうものをだんだんに実施をいま政府は努力してやつておるわけでありまして、その効果はだんだんにあらわれるものであつて、なかなかそう簡単に、短時日の間にあらわれるというものでもない。こういう経済の一つの政策が浸透していく間に数字的に結果として出てくるわけでありまして、さう急に、にわかになかなか出てまいらない。しかし、政府のそういう努力、またそういう情勢に應じた政府の対処のしかたの中で私は逐次そういう効果をあらわしてくるものであらう、またそういうふうな政府としては努力をしなければならぬ、こう思つておるわけでございます。

○増本委員 そうおっしゃいますけれども、たとえば去年の秋の、再三お話がまつた関税の一律二〇%引き下げ、これで自由化にさらにドアを開いた。しかし、そのあと、御承知のように、最近のまた一種のドル危機がばあつとヨーロッパを中心にする、こういうことに結局なるわけですから、もうそういう点では国際経済そのものが非常に変動のないわけ激動の時期を迎えている。これは国際的な経済体制そのものが非常に重大な危機に見舞われておる、こういう時期だろうと思つておる。だから、そういうときに、それにしかまな対応して国民の生活や国民経済を全体として守つていくという、そういうことになる、やはりジョーカーのような切り札というものを政府は一つ持つてない。せいぜいやるとしても、関税の部分的な引き下げをやつて輸入量を若干ふやしてドルを若干減らす、このくらいの手しか打てないの

だ、これまでの国会の論議から見ても、そういうことを政府みずからやはり自由しているようなものではないかというように私は思うのですけれども、私はそここの本心を政務次官に実は伺っておるのです。いかがですか。

○山本(幸)政府委員 黒字基調を解消していくというそういう方策について、そう奇手妙手が新しくあるわけではなくて、いま政府が考えておられる一種の円対策としてやってきた手で、ほほ方策、やり方としては私は尽きておるのだらうと思うのです。ただ、そのやり方を実際にはめて実施をしていく場合に、いろいろ問題がある。たとえば輸入の自由化にいたしても、端的に輸入自由化をやればよろしいと、言うことは簡単でありますけれども、しかし、どうしても日本のいろいろな産業の諸情勢を考え合わせると、これは一ぺんにはできません、こういうこともあるわけなんです。そういうことをやはり国内情勢も考えながらやっていかなければならないという、そういういわば箇切の悪さというものはあることは、私はいぬないと思う。しかし、そういう若干のジグザグはありますけれども、方向としては、やり方としてはもう間違いない方向を目標としておるのであります、そういう方向に向かって今後とも一段と努力をしていかなきゃならぬ、こういうふうなふうに思っております。

○増本委員 じゃ、この論争の結論をひとつ出していただきたいのですけれども、そこできめ手とか切り札、こういうものを政府が持つていて、か、こういう私の問いなんです、では切り札はこれこれだ、こういうものをひとつ明確に出していただきたい。いかがですか。

○山本(幸)政府委員 たいへん短兵急なお尋ねであります、ずばり言って、これさああればオールマイティだという、そういう方策はなかなかこういうものにはおそろくないだらう、それを求められるのは少し御無理ではなからうかと思うのですが、しかし、要するに、そういういろいろな政策をミックスして、そしてその政策のミックスの

うちにだんだんとそういう効果が出てくる。ただ、そういう方向に向かつての努力を怠ってはならない、努力はしていかなければなりません、こういうことであらうと思う。政府としてはそういう努力は、方向を定め、見定めてそれに対して努力しているということは私はお認めをいただけたことだらうと思います。

○増本委員 いまの政府のやり方でやっていきますと、いわば切り傷があつて、それにこり薬を塗るけれども、こり薬が皮膚に浸透して傷にきいてくる前にこり薬のほうが薬効がなくなつてしまふ、こういうような状態で、政務次官もたいへん苦しい答弁をされておるわけですから、しかし、この関税政策に手をつけてやっても、先ほどのお話でも、結局三億ドルくらいのドル減らしの効果しかない。そういうドルの減らし方であるにもかかわらず、この関税を引き下げる品目が多くなればなるほど、日本の経済に対する影響というものはやはり非常に大きい。これは政府もお認めになつていらつしやる点だし、だから、そこからいろいろ勘案した、この品目についてはどうかというところを一つ一つ検討もされておられるのだらうと思うのです。特恵関税品目の中の農産物についての五十八品目なんかもその一つの典型だらうというところは、ことばとしては理解はできるのですよ。

そこで、お忙しいところ農林省から御出席いただいたわけですが、どうも突然すみませんでした。

それで、農産物の自由化ということがいまたいへん問題になつていて、農水の委員会でもおそろへん質疑があつたろうと思うのですけれども、この農産物の自由化ということをもしやつたとしたら、これは一体どのくらいのドル減らしになるのか、そしてまた国内にはどのくらいの影響を与えるのか、そこいらのところは数字的にも一応測定されていらつしやると思うので、ひとつそのところをまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○吉岡説明員 ただいま御質問のございました、現在残存輸入制限のもとに置いております農生物は二十品目でございますが、これを完全に自由化した場合にはどういふ国際収支面での影響があり、あるいは国内に影響があるかというところは、なかなか的確に予測することはもちろんむずかしい問題でございますが、一応いろいろの前提を置きました農林省で一つの試算をいたしましたのがござい

ます。その前提と申しますのは、現在残存輸入制限をしております二十品目につきましては、国際価格と国内価格の差が非常に大ききやうございまして、完全に自由化すれば現在の国内生産が完全に輸入品に置きかわるといふ、きわめて極端な前提でございますが、この前提を置きました、そのために生ずる輸入の増加というものを計算をしてみますと、約五億ドルの輸入増加が見込まれるという計算が成り立ちます。もちろん、御承知のように、消費者価格がその結果引き下がることによる消費の拡大の可能性でありますとか、あるいは国内生産が完全になくなってしまふということはある得ない前提でございますので、そういうふうなことがいろいろ考えられなければなりません、一応極端な前提を置いてみますと、最大限五億ドル程度の輸入の増加が見込めるだらう、こういうことになると思うのです。これに反しまして、国内に対する影響としましては、現在の二十品目の関係の農業の就業者を推定いたしますと、約七十三万人ぐらゐになります。したがって、この

ういう七十三万人ぐらゐの農業就業人口について影響があるというところがいえるわけでございます。そのあと、国内の物価面では、これもいろいろ前提を置いて計算をしてみますと、〇・四％くらいは物価に対する影響が総合消費者物価指数の中であるのではないかと、いふふうに試算を一応しております。

○増本委員 農林大臣が、もう農産物の自由化はやらぬ、こゝういったように約束されておるので、あえて言いませんけれども、これでも結局アメリカやあるいはその他の世界の諸国から農産物の自由化についてもかなり強力なプレッシャーがかつてゐる。しかし、日本の国益というか、そういう立場から見れば、たかだか五億ドル減らしで、そのかわり七十三万人もの農民がアウトになる、こゝういふことですから、これは絶対にやらない、またやるべきでないという立場が当然必要だといふように思ふわけですが、いかがですか。

それ、今回の特恵関税品目やあるいは政府が位置づけた生活関連物資の中にも、食料品の中です。やはり農産物品が若干あるわけですね。この点については、農林省でもあるいは関税当局でもけっこうですが、国内農業あるいは国内の水産業に対するダメージについては、大体どういふような推定を出されていらつしやるのですか。

○大蔵政府委員 御承知のように、今回御審議をお願いいたしておりますのは、農産物特恵対象品目五十八品目に対して、十一品目を新しい特恵対象とするという答申をいただいているわけでございますが、これらの個々の品目に關しましては、農林当局とも事前によく相談をいたしまして、国内産業上影響がないということの前提の上に立ちまして特恵対象品目の拡大をはかつてゐるわけでございます。

○増本委員 そこで農林省当局にお願ひなんですけれども、この関税を引き下げ、あるいは特恵関税品目に加える農産物を選定する際に、おそろく関税率審議会のほうに資料提出をなさつてゐるだらうと思うのです。あるいはそれを含めて、総合的に関税政策との関係で農業政策がどういふ方向でいこうとしているのかというところを含めた資料が提出されてゐるのじゃないか。これは私の一つの判断ですけれども、そうでなければ関税率審議会は審議もできないだらうというところの上に立つてすけれども、もしその辺の資料がございましたら、ひとつそれは提出していただきたいと思ひます。

○吉岡説明員 関税率審議会の席上で、農林省側から、現在の農産物の輸入状況あるいは将来にわたる国内農業生産の方向といったようなことにつ

きまして、口頭で御説明を申し上げました経緯はございますが、特に資料という形でお出ししたようなものはないと思います。御了承いただきたいと思ひます。

○増本委員 じゃ、けっこうです。

農業ばかりでなくて、中小企業に対する影響もこれは十分に考えなければならぬと思うのです。今度の法案を見ましても、関税割り当て制度からはずした硫化鉄鉱、これは国内の生産量が非常に微々たるもので、大体〇・二%ぐらいでしょうかね。だけれども、それにもかかわらず、その中で国内産出量の一〇%ぐらいが、千名以下の中小鉱山によって採掘されている。これは通産省のほうの統計で調べたものですが、そういうことがあるし、それから同じく割り当て制度から今度はずされていくモリブデン鉱の場合も、これは国内産出量の七三・三%ぐらいが中小鉱山によって産出されている。タングステン鉱の場合だと、国内で産出しているのは全部中小鉱山というように言っても言い過ぎでないだろうというように、これも七三%ぐらいですか、というように思うのですが、この辺のところが影響というのは、大体私の出したような数字で通産省のほうはよろしいですか。

○斎藤(顯)説明員 まず、硫化鉄鉱について申し上げますと、硫化鉄鉱は、四十八年度からTQ制を廃止して基準税率の無税に戻すことにしたものであります。この理由は、硫化鉄鉱は国内に豊富に産出しておりまして、その大部分が硫酸として消費されておるものでございます。近年石油からの回収量が增大いたしましたので、硫酸としての使用がほとんどなくなってきたわけでございます。硫化鉄鉱の販売量が急速に減少して余剰となつてまいりました。従来海外鉱山の輸入から保護するTQ制を採用しておりましたけれども、今後は、以上のような理由から、硫化鉄鉱の輸入があるというふうな事態は考えられませんか、TQ制を廃止したわけでございます。

次に、モリブデン鉱でございますが、モリブデン

ン鉱の関税割り当てにつきましては、四十八年度においても引き続き実施することになっておりまして、廃止することになっておりません。また、マンガ、タングステンにつきましても同様でございます。ただ、恒久的な関税率法上の無税に変更いたしましたけれども、一年ごとに見直しすることの関税暫定措置法上の税率を設けることによりましてガードしておるわけでございます。

○増本委員 その中で国内で産出しているものがありますね。その中小鉱山の産出量に占める割合は、先ほどちょっと七三%くらいだとか、いろいろ数字を並べたわけですが、そこいらの数字は大体それでよろしいですか。

○斎藤(顯)説明員 モリブデン鉱について申し上げますと、四十七年の十一月の輸入実績が一万二百三十五トン、これに對しまして国内生産量は四百十八トンでございます。したがって、輸入鉱に對して、全鉱量に對する国産比率は五%でございます。

○増本委員 五%を産出しているでしよう。その五%を産出している中で、それには大きな鉱山もあれば、大きな鉱山といつたって、こんな鉱脈ですからそんな大きなものはないでしようけれども、いわゆる零細鉱山なんかもやつておるわけですね。それが生産高で大体どのくらい生産しておるのかというところはわかるのですか。

○斎藤(顯)説明員 モリブデン鉱について申し上げますと、現在全国で鉱山が四つございます。島根県に三つ、岐阜県に一つでございます。これらすべて中小鉱山でございます。総生産量は、先ほど申し上げましたように四百十八トンでございます。

○増本委員 全体の経済に對する影響といつたらそう大きなものではないかもしれないんですけども、しかし、それだけにやはり関税の引き下げや手当てが輸入の面で行なわれるようになりますと、それだけにこういう経済的な基盤の弱い中小鉱山というのは一たまりもなくやられてしまふ、そういう危険というのは非常に多いというように

思ひます。こういうものに対する対策は、今度の関税政策の關係ではどういうようにお考えになつていらっしゃるのですか。

○斎藤(顯)説明員 御指摘のように、非鉄金属鉱山というものに対しては、特に今回の円のプロットというふうなものの影響は非常に大きいわけでございます。したがって、私どもとしましては、今回関税率審議会で現在御審議いただいております関税についても、銅、鉛、亜鉛を中心にとしまして、他の品目のごく一括引き下げというふうなことの適用から除いていただまして、前年度据え置きということにしたいわけでございます。銅、鉛、亜鉛につきましてはこのような政策をとっていただくと同時に、他の品目につきましても、先ほど来申し上げておりますように特別なやり方をして、関税によるガードを強くしていただいておりますわけでございます。

○増本委員 そのほかに、金融上の問題とか、あるいは設備その他の合理化とか近代化、こういうような点での手だてはどういうふうになつていきますか。

○斎藤(顯)説明員 鉱山に對します投資等の数字は、ただいま手元にございませんので、特段の御答弁を申し上げるわけにはいかないのでございまして、ただ、最近、特に鉱山特有の問題といたしまして大きくクローズアップされてまいりました、他産業と異なつておりますところの鉱山の鉱害問題に對しまして、特別な制度、法律を設けましてそれに対する特殊な金融をするというふうなこともしております。また、金属鉱物探鉱促進事業団という、やはりこれも政府機関でございますが、これを設けまして、国内及び海外における探鉱の促進につきまして特別な利息、期限等による融資を実施しております。

○増本委員 たとえば、この関税をこうして引き下げる以前から、中小鉱山というものは経営上も基盤が脆弱なために非常に不安定な状態にある。通産省なども、この中小鉱山に對する合理化指導というのを年々予算措置をとつてやつていらっしゃるわけですね。私が調査したところによりまして、昭和四十五年度で五百五十万円、合理化指導の対象鉱山が九十六、四十六年度の場合が五百四十九万四千円で、対象鉱山が八十、こういうふうになつていっているのですが、ところが、その間、結局一年の間に十六鉱山が閉鎖をしていっているという勘定になりますね。ですから、いわゆる国内産業や国内資源を十分に活用しそれを守つていくという上での対策でも、全く手ばかりがないかという、鉱脈が切れてこれはもうだめだという場合を除けば、ほとんどが経営不振でアウトになつていくわけですね。そういう点でも、対策に決して手ばかりがなかったとは言えないというように私は思ひます。

そこへ持つてきて、また関税の面でも、これはガードがあるといひながら、しかし引き下げられる点は同じわけであつて、こういう問題が起きるとなると、これは国内の資源を活用するという上からいきましても、また中小企業に對する保護政策という、いま政府が一つの看板にしているわけですが、こういう看板からいひつたて、その看板をよごすことになるように思ひます。ですから、今回のこの関税の問題を踏まえて、しかもなお今日まで、私に言わせると非常に不十分であつたという中小企業鉱山の資源を守り経営を守つていくという対策の上で、一体当局としてどういうような手だてをとつておられるのか、また用意しているのか、そのところをまずはつきりしていただきたい。

○斎藤(顯)説明員 資源問題の中で国内鉱山をどういうふうな位置づけるかということ、は、鉱山政策上最も大事な点でございます。したがって、私どもも、鉱業審議会でも慎重に御検討いただきました結果、二つの大きな柱を立てておるわけでございます。一つは、御指摘のような関税によるガードでございます。あとの一つは、国が国の資源をさがすという探鉱費用を鉱山に對して積極的に援助していく、この二つの柱を大きく立てております。現にこの四月から自由化される予定に

なっております。金につきましても、特別な予算を
たいた御審議いただいております。従来、価格
を保障するための価格補償金、あるいは金だけ
についても三億五千万円の探鉱費、その他、中小
鉱山につきましても、昨年度五億でございました
ものをこしは六億五千万円にふやす、その他、
ただいまは中小鉱山対策でございますが、大手
鉱山につきましても、金属鉱物探鉱促進事業団の
探鉱費を大幅にふやしてこれに対処することに
いたしております。

○増本委員 探鉱費用と関税は二本の柱だ。しか
し、現実に操業している中小鉱山ですね、この辺
の経営をほんとうに守っていく、自立して、ど
んな輸入資源の圧力にも負けずにやっていくとい
うような点での対策というのはどうなんですか。

○斎藤(顯)説明員 現在関税で守られております
価格でペイしない鉱山が徐々に閉山していくケ
ーがあります。これは、まことに残念でござ
いますけれども、やむを得ないというふうに考
えております。しかしながら、現在鉱業審議会
で答申されております中にも、次のようにはつきり書
いてございます。それは、現在の一定限度の国内
鉱山を維持することは必要である、こういうふう
に明文化してあるわけでございますが、これを、
先ほど来申し上げておりますような関税と探鉱資
金を国が注ぎ込んでいくということによって、よ
りよい鉱床にリブレスしていくという手段に
よって一定量の鉱山を維持していきたい、これが
基本的な考え方でございます。

○増本委員 そうしますと、いわゆるスクラッ
プ・アンド・ビルドの政策をそのままやってい
く、こういうことになるわけですね。そういうこ
とでよろしいのですか。

○斎藤(顯)説明員 スクラップ・アンド・ビルド
ということばが適切かどうか、ちょっと問題と思
います。新しい鉱床を発見し、よりよい鉱床を
発見し、そこへリブレスしていく、そこへ移っ
ていく、こういうことでございます。

○増本委員 私がどういふ中小鉱山の問題につい

てお伺いしたのは、結局、関税が引き下げられて
一番影響を受けるという業界、業種、その弱い
ところに対して決して十分な手だてがとられてい
るとは言えないというようにいわざるを得ない
と思うのです。この点は、たとえばはかの輸入品
のあたりを食らって、いままでうまくいっていた
業種がそのためにがたんとやられた、そういうの
はつい最近までだつてあるわけですね。先ほどあ
なたがおっしゃった硫黄鉱山なんというのはその
一つの典型ですね。四十二年ごろまで国内生産で
需給が保たれてきたけれども、これはエネルギー
政策の転換で、四十三年ごろから重油の脱硫回収
による硫黄が大量に出るようになって、それで
結局硫黄鉱山はアウトになってしまったわけだ
ね。一体どのくらいの落ち込みをしているかとい
いますと、これはもう通産省や政府当局もよく御
承知だと思ひますけれども、四十六年で鉱山から
の産出量というのは六万五千三百五十トンくらい
で、四十五年から見たら三・五・七％も減つて
いる。四十六年に九百九十七名の従業員がいたけ
れども、四十六年には百九十三名に減つてしまつ
た。その間に結局八百四十四名になつてしまつ
つまり職を失つてしまつたわけですね。こういうよ
うに、関連部門でも硫黄鉱山のようになつてしま
うに、中小鉱山が一〇％ですね。そういうところ
であおりを食らつて結局だめになつてしまつた。そ
れに対する手だてはどうなのかというところ、これは
先般の国会でもたいへん問題になつて、各党が硫
黄対策についての法案を準備されるというよう
なことであつたようでもありますけれども、こうい
う問題がある。だから今回もそういう轍は踏ま
ないよう、そういう対策というものをやはり私は
とるべきであるというふうに思ふのですけれど
も、それについて通産省の課長さんに、それはと
りますか、とりませんかとこのお約束をして
もらふ立場でもありませんから、これはひとつ政
務次官として、大蔵省としてこういう関税政策を
とつておいて、関連の通産省では中小企業や中小
鉱山に対して手だてがとれないで、スクラップ・

アンド・ビルドの政策でこれはもうしょうがない
というふうな方針しか出せないということになる
と、やはり何と云つても原因は大蔵省のこういう
関税政策であるということになるわけですから、
今回のこういう問題についてもひとつ万全の対策
をとるよう政府として取り計らうべきである
というふうに考えますけれども、この点について大
蔵省としてはどういふようにお考えなんですか。

○山本(幸)政府委員 先ほどお尋ねがありました
ように、円対策として思い切つてやろうとすれば、
いろいろな国内産業の、特に中小企業に影響が
出てくるわけですね、そういう影響が出てくる面
については、やはりできるだけ救済の手を伸べて
いくということも必要だと思ひますが、同時に、日
本の経済全体の体質が改善をされていくという、
そういう過程で起こることでもありますから――実
は午前中にも、過保護というよりなことの御尋ね
もいただいたやうなわけがあります。かれこれ考
え合せてみまして、だんだんに経済の体質が改
善をしていかなければならぬ、あるいは日本の経
済構造をだんだんと改めていかなければならぬ
という過程で起こる問題、それについてはできる
だけのことはしなければならぬと思ひますけれ
ども、やはり生産性を上げていくという必要性も
一面においてあるわけですので、そこら辺
はできるだけ、新しいそういう政策が進行してい
く場合において、十二分に配慮をしていかなけれ
ばならぬと思ひます。大蔵省という立場から
申せば、これをやるにつきますして、各省とは十
二分に打ち合わせをいたしまして、ここに関税定
率法等の改正という内容で盛り込んだわけであ
ります。さらに、それでは大蔵省に責任がないか
とおっしゃれば、さうなわけで申し上げておる
わけではございませんけれども、さうな点もひと
つ御理解いただきたいと思ひます。

○増本委員 御理解をいたしまして、硫黄問題
というのは、たしか四十四年の国会で問題になつ
たと思ふのです。そこへ持つてきて硫黄への需給

も考えてみると、四十六年以降過剰生産になつて
おるわけですね。それで、国内産が、先ほど教
えていただいた、九・八％で、私の言つていたのは
さかさまだつたわけですね。硫化鉄鉱は国内産のほ
ろが多いわけですね。若干にしろ色のつく程度の
ものを今度関税面でも手だてをとる、こういうこ
とで、これは国内にはその影響はないといへばそ
れまでもかまひないけれども、影響がないからこ
ういふものは盲腸みたいなものであるというの
だつたら、それはそれでまづおいて、やはり産業
構造を転換させていく上でも、それが中小企業
の犠牲の上で転換させていく――先ほどの通産省の
お話だと、要するに、関税政策と、あとは新しい
鉱脈をさがすために予算措置をとつて、鉱脈をさ
がしてリブレスしていくのだ、これ以外に中小
鉱山を救う道はないのだ、これが二本の柱だ、こ
ういふ趣旨で説明があつたわけですねけれども、こ
ういふことは、中小企業対策としても非常に冷た
い。だから、こういうことがあるから、今度は逆
に輸出問題になれば、輸出関連産業について為替
差損をどうするのだという問題でもいまま非論
議になつておるわけですね、そういう問題
だつて、決して中小企業に手厚い保護をしてい
るんというところは言えないことは、私さういふこ
とをうらはらだと思ふのです。だから、これは自
由民主党政府の政治姿勢の問題としてひとつ十分
考へていただかなければならぬ問題ではないだ
らうかというふうに思ふわけです。

これと関連して、中小企業の場合には、たと
えば、これは例として硫黄鉱山の問題を出したわ
けですが、それとの関連でいけば、硫黄鉱山の中小
企業のシェアが、重油の脱硫回収によつて出る硫
黄によつて市場がどんどん圧迫されて、先ほどお
話したように、実際に鉱山でとれるのは四十六
年で六万五千三百五十トン、ところが脱硫回収硫
黄は四十六年で三十四万四千三百三十四トン、し
かも前年に比べて四三・九七％もふえているとい
うのが通産省の統計なんです。さうやって、硫
黄や硫酸のこういう部門にまでこの重油や石油資

本が——これはほとんど全部大手ですよ。しかも外国籍企業まで入っている。これが圧迫をしていきながら、それに対しては、たとえば原油についての脱硫減税制度というのが依然として存在しているわけですね。これは直接大蔵省の問題ですが、四十七年だけで、低硫黄の原油のこの脱硫減税が五十三億四千万円、これは通産省の資料で調べたのです。中高硫黄原油のこの減税が百十五億七千七百万円もある。これはみんな、四日市のコンビナートにしても、京浜のコンビナートにしても、どこへいってもみんな公害産業ですよ、石油精製企業は。そこへ持ってきて、これから審議をする租税特別措置法の中でも、無公害化生産設備の特別償却制度という制度まで新たに設けてやっぱり減税をやっている。だから、経済力の強い、ライオンやトヨタのような企業はほとんど保護をするけれども、それに圧迫される半のような中小企業は追いつまなくて、結局食い殺されてしまうというところが、政策の上でも、関税政策とからめたって、やはり実際に行なわれているということになるのだと私は思うのです。せんだつての予算委員会でもこの点は総理大臣にも伺って、四十九年から漸次洗い直していくというようにお話をありましたけれども、こういうことからして——関税政策の中で、あるいはそれと関連して——関税政策だけに限られてしましますから、関税政策プロパーとは言いません。そうではなくて、もっとさらに、それと関連して、こういう貿易の問題でそれから受ける圧迫に対してこの中小企業をどのように守っていくかという、この面での方向づけ、政策の展望というものがはっきり示されない限り、国民は、一体これからどうなるのかという点では、中小企業や農業の当事者はだれもが心配をすることは当然だと思ふのです。その辺のところの方向づけを一体どのようにお考えになつていらっしゃるか、もう一度ひとつ御意見を聞かしていただきたいというふうに思ふのです。

○山本(幸)政府委員 硫黄の話が先ほど来出てお

りますが、硫黄は、重油の中に含まれておる硫黄分を取るといふことには、公害対策としてどうしてもやらなければならない。つまり、いまだこへ行きまして、低硫黄の油をたけという要求はたいへんに強いわけでありまして、したがって、直接脱硫しろ、あるいは間接脱硫にしろ、脱硫をして、その上で油をたかなければならないという要求は当然のことでございます。その間に、いわば副産物みたくにして硫黄が出てきたというのです。大企業が目的にこの硫黄をつくるといふ立場で硫黄が出てくるわけではなくて、公害対策をやっているうちにその副産物みたくに出てきたのが、おっしゃるやうに中小の企業の形態をとつておる硫黄産業というものに影響を及ぼした、こういうわけでありまして。必ずしも大企業を守つて中小企業をそれで圧迫したということには当たらないように私は考えるわけでありまして。

いまお話しした中小企業全体の問題につきましては、これは先ほど来申し上げておりますやうに、円対策にいたしましたけれども、いずれも一番心配されるのは中小企業の問題です。中小企業の問題がなければ、一番最初に御質問のあったやうに、私はもっとストレートに進行をしたと思うのですけれども、その問題があるから、その問題にやはりいろいろ配慮をしていかなければならぬ。したがって、何か歯切れの鈍いようなお感じを持つておられるのではないかと。さすれば、政府といたしましては、やはり中小企業に対する対策というものを真剣に考えて、この対策をできるだけひとつ立てながら、また実施をしながら進行をしていかなければならぬ、またそういう立場を現にとつておるわけでありまして。中小企業については、いろいろの、たとえば金融の問題もございまして、あるいは税制の上の問題もございまして、そういう各般にわたる中小企業対策を今後ともやっいていかなければならないという、そういう政府の考え方でございます。

○増本委員 一般論はあれですけれども、今回のモリブデンとか、あるいはタングステンとか、こ

ういふ品目についてのそれに直接携わる鉱業、そしてまたそれに関連する業界ですね、これに対する、それを保護する立場からも、政策というものは具体的にはあるのですか。

○斎藤(顯)説明員 今回の関税の改定にあたりまして、私ども国内鉱山の位置ということをよくよく考慮していただきました。たとえば全消費量の中に占める国産量が非常に少ないというものであります。鉱山と国の資源という特殊性から特段の御配慮をいただきました。銅、鉛、亜鉛につきましては据え置き、その他の鉱物につきましても、先ほど先生御指摘のモリブデン、タングステン等につきましても、ことは暫定的にTQ制度を継続ということをお願いしております。

○増本委員 先ほどちょっと特権的減免税の話を出したので、政府としてはどうなんですか。脱硫減税制度ですね、これはおやめになるという意思があるのですか、ないのですか。どうなんですか。

○山本(幸)政府委員 いま日本の公害問題で一番大きなものは、亜硫酸ガスの大気汚染でありまして。日本に入ってくる油は、中近東の油を主としたしまして、非常に硫黄分の高い油であります。したがって、この硫黄分の高い油から硫黄分をできるだけひとつ抜いていかなければ公害対策にならない。そういう意味で、世界にあまり類がないかもしれないけれども、日本の特殊性にかんがみてこういう対策はどうしてもやらなければならぬ、こういう考え方で、脱硫についてのいろいろ税制の措置もしてある、こういうことでござい

ます。

○増本委員 おやめになるのかならないのかという、そういう端のお答えをいただきたいのですけれどもね。まあ政務次官の意思を私もひとつさんたくをして、おやめにならない方向だろうというように了解いたします。そういうことで、今度また暫定税率を延長される中に、トリプロピレンとか揮発油、灯油、重油、粗油、液化メタンガス、液化石油ガス、半成石油コークス、こういうやうなものは資源といえますかね、この部分が入つておるわけですね。それからアルミニウムのくずと板ですか、これの来年度の輸入の見通し量と、それから減税の見積り額ですね、暫定税率をそのまゝ維持するわけですが、これは大体どのくらいにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。たいへんこまかい質問ですけれども……。

○大蔵政府委員 関税収入の見積りもいたします場合に、大きな品目、たとえば砂糖であるとか重油であるとかいう大きな品目は個別に一応私どものほうで査定いたしますが、何ふんにも品目の数が非常に多いために、個別の品目に關しましては見積り計算をしておりますので、御了解をいただきたいと思ひます。

○増本委員 輸入の見通し量というのはおわかりになりますか。これは通産省でしょうか。これもわかりませんか。

○秋吉説明員 先ほど関税局長が御説明いたしました特別な、たとえば重油であるとかあるいは砂糖であるとか、そういう品目については個別の計算もございしますが、その他の一般的な品目につきましては、御承知のやうに、経済企画庁の経済見通しの輸入見通しというものがございまして、それを基礎にいたしまして積算いたしているわけでございます。

○増本委員 その数字はわからないのですか。

○秋吉説明員 四十八年度の経済見通しでございますか……。

○増本委員 いや、経済見通しじゃなくて、個々の品目についてはわからないわけですね。

○秋吉説明員 わかりません。

○増本委員 そうすると、公害対策というやうなことをいわれても、結局向こうでできたあるいは半製品、あるいは製品を日本に輸入する、そして日本で石油を精製して、それで公害をなくそうという、これも関税審議会などでいっている公害対策の一つですね。そうすると、これに關する限りは、いま申し上げた品目は全然問題にしていな

い、こういうことになるわけですか。

○大蔵政府委員 ただいま先生が御指摘になりましたような品目につきましては、公害という観点からのあれはやっておりません。

○増本委員 それから今度の関税法案の一つの目玉は、生活関連物資の税率を引き下げてこれを物価対策に資する、こういうことがあるようでありますけれども、この点で先ほど来面期的だとおっしゃった昨年の一斉二〇％関税引き下げですね、これの生活関連物資がその後物価に対してどういふ影響を与えているかという点について調査をなすことがございますか。

○斎藤(誠)説明員 お答えいたします。

今度の一律二〇％関税引き下げの対象品目等につきましても、全部ではございませんが、企画庁でも関係各省の協力を得まして、輸入価格の動向調査といたしまして相当数のものを調査いたしております。

○増本委員 その結果はどういう状況になっておるんですか。

○斎藤(誠)説明員 お答えいたします。

たとえば腕時計のオメガでございますとか、エアコンでございますとか、コダックでございますとか、ローライ二眼レフでございますとか、相当の品目については、関税改正後値下がりをしておりまして、ただ、関税の分そのものといえますよりは、一昨年来の円切り上げ等の影響あるいは並行輸入等によりまして、たとえばウイスキーが非常に安くなったとか、そういうようなものもろの要因がございまして、たとえばオメガについて一万円ほど低下しておりますが、どの部分が関税であり、あるいは円切りであり、あるいは国際市況の変化によるものであるかといった計測が非常にむずかしいわけでございます。一応われわれといたしましては、物価指数上、円切り、並行輸入あるいは輸入量の増大等を含めまして、いろいろ達観いたしまして、ほぼ〇・五％程度の低下を一応し得たというふうに判断いたしております。

○増本委員 いまお話しになったのはほとんど並行輸入の品目ですね。ほかのものと、それが卸売り物価には一定の反映をしたけれども販売価格の面では反映をしないとか、両方についてプラスにはならなかったとか、いろいろなことが、まあ新聞でも若干報道をされたものがありますけれども、たとえば経済企画庁で、二十二品目でしたか、追跡調査をした結果だと、その多くが国内販売価格の引き下げまでのプラスにはならなかったというようなニュースもあつたわけですから、その辺のところはどうなんですか。

○斎藤(誠)説明員 ただいまお答えしましたのは末端の販売価格の低下でございます。ただいま先生御指摘の二十二品目の調査は、昨年十一月ごろまでの輸入価格の動向調査でございますが、中には、オレンジ、大豆、鳥卵、肉製品、レコードプレーヤー、ストックキング、レコード、石油ストーブ、浴用石けん、靴、はきもの、かばん、ハンドバッグ等々につきましては、この調査によりまして末端価格は値下がりいたしております。ただ、ノリ、干しブドウ、砂糖、ジャム、ハチミツ、アズキ、カーペット等におきましては上昇しております、いろいろの要因がございまして、大部分は国際価格の上昇でございます。

第二番目には、そういう中間経費、あるいは相当数の品物が業務用に関り、たとえば干しブドウ等は直接には参りませんが加工段階を経ますものから、そういう加工の経費あるいは流通経費等によつてそういう輸入差益といふものが吸収される面もございまして、そういう国際価格あるいは加工流通経費等の増大により吸収される部分が若干ございまして、計算上期待されるような物価の低落を来していないというところでございまして、これについて関係各省の協力を得まして、できるだけ輸入利益を消費者に還元するよう、物価担当官会議等を通じて、業界、団体、いろいろそういったものを通じてその実効を期し得るよう現在も努力中でございます。

○増本委員 その関係ですが、今度またグレー

プフルーツやバナナが入っていますね。これは非常に大きな問題になってきたわけですが、今度の暫定税率の期限を延長するということで、従来の変わらないといふはそうなのかもしれないけれども、この辺のところでの農林省の対策やその他はどういうぐあいになっているのですか。

○吉岡説明員 ただいまお話ししました最初のグレープフルーツの関税は、暫定で従来のものをそのまま延長するといふものでございます。

次にお話のございましたバナナでございますが、これは季節関税をとっておりまして、四一九月の間四〇％、十一月の間六〇％を、今回来年度五五％に引き下げるという予定でございますが、これによりまして一応の理論値として計算をしてみますと、推定卸売り価格が約二・七四％程度の引き下げがあるのではないかと、いふふうに思っております。

○増本委員 どうも通告した時間がなくなつてしまつたのですが、これは最後のほうの質問になりますけれども、こうやって関税についての手当てをし、輸入をふやしていくという政策がとられてきますと、これはもう通関事務が非常に膨大になると思ふのです。私、ちょっと税関の関係の労働組合の皆さんに聞いてみたのですけれども、たとえば羽田の税関では、輸入の許可件数が、四十二年は五万七千件、四十三年は六万七千件、四十四年は七万八千件、四十五年は九万二千件、四十六年は九万六千件、四十七年は今日現在十一万五千件ぐらいである、こういう回答をいただいたのですが、それに対して、結局四十二年から今日まで六年間に二倍の取り扱い量になってきているにもかかわらず、職員の数はいまごろいふていけるのは二割から三割くらいだ、いまこういう事態だといふように労働組合のほうでは訴えておられるわけですが、これは羽田だけではなくて各所の税関でやはり問題になる点だろうと思ふのです。一体これから膨大な輸入事務をどうやって処理するかということになると、当然、人員をふやして適切にやっていくことにしな

ければならないのではないかと。先ほど塚田さんのほうからも通関の取り締まりとの関係でお話がありましたけれども、調査官だけではなくて、すべての職員の増員というのがいま非常に重要な問題になっているのではないだろうかというように思ひますけれども、その点についてはどのようにお考えになつていらっしゃるのですか。

○森谷説明員 お答えいたします。

いま御指摘がございましたとおり、全国の数字を見てみますと、確かに、輸入申告件数は、四十三年をベースにいたしまして四十七年度は二二八％ぐらいの増加になっておりますが、人員の増加は二〇六％ぐらいでございます、そのような数字が示すのは、これは御承知のとおり、最近私ども役所の定員及び機構の問題につきましては、諸般の事由によりまして、率直に申し上げまして非常にきびしい情勢で今日まで推移してきておるわけでございます。その中で、税関の事務につきましては、ほかの省庁と違ひまして、いま御指摘がありましたような事情を関係当局がよく理解していただきまして、ほかの省庁と比べて相当の定員増加の状況を呈しておるわけでございます。具体的に申し上げますと、たとえば本年度税関の定員は、第二次削減計画で削減されるべき百五名をバックいたしまして、その上に三十八名という定員の増加の結果をいただいたわけでございます。これは、先ほど来申し上げましたとおり非常にきびしい情勢の中では、税関の事務について非常によく理解していただいた結果であらうと、私どもは感謝いたしておるわけでございます。

確かに、そのぐらいの定員の増加につきましては、まだ努力が足りない、あるいは少ないという御批判もあろうかと思ひますが、私どもといたしましては最大限の努力をいたしつつ毎年定員の増加を要求してまいると同時に、事務の合理化につくましまして、たとえば輸入の申告書を受理いたしました審査の際には、もう問題のない貨物については審査を省略する、いままで二回審査をいたしておりましたのを一回審査にする、私どものこ

とばで申しますと一審制の導入という表現で言っておりますが、かような制度をも導入いたしましたし、今後とも適正な事務運営を期したい、かように念願いたしておるわけでございます。

○増本委員 事務量が一二八%前後に全国的に見ても伸びているのに、今度は削減はバックしてさらに削減をバックしてもとてすからね。それであと三十八名。これでは、これから輸入を大いにふやしてこうなるといったって、結局現場で働く労働者のほうの労働強化にはなっても、それでほんとうに問題が解決できるかといったら、決して解決できないだろうというように、これはもうだれでも思うわけですね。どうなんですか。これはもうたいへん卑俗な言い方ですけども、関税の税収に占める割合が非常に低くなつた、あまり金の入らぬところには人をよこさぬでもいいというふうな気持ち、これは大蔵省にもあるんじゃないですか。どうもこういふやり方というのは実態に合わない。

しかも、私は関税法を見て驚いたのですが、それでいて臨時開庁制度とか時間外使役というのが法定化されて、これは結局、言ってみれば、制度的には労働基準法や何かとシビアに対立する、矛盾する内容を持っているわけですね。臨時開庁制度は、その制度としてそういうものは開ける、そこで働く労働者については、基準法の三大協定その他で処理すればそれで済むのだという。しかし、労働基準法そのものは、時間外労働というのはいささか原則としてしないというたてまえに立ってできている法律ですよ。ところが、時間外の仕事をやるんだということを、逆にさかさまにして、関税法が臨時開庁制度や時間外使役の制度を入れている。これはもうきわめて非近代的な法律だというようにいわざるを得ないわけですね。

こういう問題まで含めてひとつ抜本的に、この通関事務の中での、そこで働く労働者の問題あるいはそういう通関制度そのものを改善していくために検討される御用意があるのかどうか。そこら

の点をひとつ最後に聞かせていただきまして、委員長はどうか、早くやめろということですが、時間が来ましたので終わりたいと思います。○大蔵政府委員 まず第一点の御質問でございますが、決して大蔵省内部におきまして税関が監視をされているというわけではございませんで、ただいま審議官が申しましたように、定員も相当私どももいたしても強く要求をいたしましたし、少なくとも現実のプラスを年々もらっているという現状をさらに今後も続けてまいりたいと思

います。また、最後に御指摘のございました臨時開庁制度、これはもちろん役所のあり方の基本問題とも関連をいたすものでございますが、この制度は、法律の上から申しまして、いわゆる輸入の、要するに利用者の便宜をはかるというのを主たる目的として規定されている制度でございます。日曜、休日あるいは時間外にも、要するに要求があった場合にはこれを税関長の承認のもとに開くことができるということになっておるわけでございます。私どももいたしましては、平生、通関業者その他も、これは現実問題といたしまして行政指導によりまして、できるだけこの臨時開庁という制度を利用しないような方向で対処をいたしたいという方向で、これは税関からも通関業界その他に指導をいたしておるわけでございます。非常に現実問題として輸入を急ぐという場合もあるわけでございますが、最近におきましては、年間の臨時開庁の回数、件数と申ししますのも年々減っていくという方向にあるわけでございます。いま直ちにこの制度をやめてしまふというわけにはまいらないかと思ひますが、今後とも少なくとも臨時開庁の件数をできるだけ少なくするべく、平素から関係業界とも接触をいたしまして、職員の労働強化にならないという方向でこれに対処してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○増本委員 それで、これからいろいろ私たちが検討をさせていただく上で、ひとつ関税率審議

会の企画部会などに提出された資料がございましたら、この法案を審議し判断する上からもたいへん重要に資する問題だと思ひますので、ひとつその点の資料を提出していただきたいというように思ひますが、その点はいかがですか。

○大蔵政府委員 現実問題といたしまして、関税率審議会の委員の先生方の個人的な御要求としていろいろな資料を作成をいたす場合もあるわけでございます。ただ、関税率審議会それ自身に正式の役所側の資料として提出されるものは比較的数字が少ないわけでございます。それで、いろいろなそういうような関係でこれが正式資料として関税率審議会に提出されるのは、非常に骨組みになるようなものだけが提出されるわけでございます。もし先生のほうで具体的にこういう資料がほしいというふうな御要求がございましたら、作ることができるに合わせような資料を私ども作成はいたしますけれども、関税率審議会に提出いたします正式資料と申しますものは、わりあいこれは形式的な資料提出というかつこうになるものが多いかと思ひます。それから、その点、関税率審議会の正式資料を直ちに必ず御提出をするということもいかがかと考える次第でございます。

○増本委員 じゃ、その点はあとで詰めましよう。では終わります。

○鴨田委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 私は、基本的な問題について二、三お伺いしてみたいと思ひます。

まず最初に、わが国が戦後、貿易関税の全面的な改正を行なった、洗ひ直しをやつたというののは三十六年、そして昨年の一律二〇%の関税の引き下げ、これが戦後最大のものであった、こういうふうにいわれているわけですが、そういうふうないま情勢が非常に変わつてまいって、一律に二〇%の引き下げをほとんど全面的に行なおうというふうな体制になつてきておりますし、またさらに最近においては緊急関税の強化も検討しなければならぬというふうな状況になつてきてい

るわけがあります。

そこで、関税について、関税率には、それぞれの品目ごとに基本の税率とか、あるいは暫定税率あるいは協定あるいは特惠税率とか、いろいろあります。しかし、その税率の設定については、それぞれの政策的な、意図するところがあるわけでありまして、また制度についてもこれと同じように、特に関税の減免措置等については同様のことが言えると思ひます。

そこで、税率の体系は非常に複雑化してきているんじゃないか。そういうふうな情勢から考えてみまして、あるいは諸外国の体制を比較してみても、やや複雑になつていっているんじゃないかと思ひますので、これをもう一べん基本的に見直してみようではないかと思ひますが、まずその点についてお伺いしておきたい。

○大蔵政府委員 非常にむずかしい御質問でございます。私どももいたしましては、現在の関税率体系が非常に複雑になつていっていると思ひます。現に私も、昨年の十一月に関税局に参りまして、いろいろ勉強をいたします過程におきまして、私も先生と同じような感じを持ちまして、これを何とか簡素化をするという方向で検討をすることができないか、かなり内部においても実は議論もいたしたわけでございますが、何ぶんにも個々の品目、関税の対象となつております品目が二千以上にのぼるような、国際的にも認められている非常に大きな品目にそれだけの税率がきまつてい

いたしますためにこれを簡易なものにするといふことは、国内の産業にもかなり大きな影響がございいますので、一気にはこれはむずかしいかと思ひますが、私自身も、税率の体系そのものが非常に複雑化していることは、何とかしてこれをもう少しわかりやすい簡易なものにしていくべきが——やはり国民の方々にもわかりやすいものにするという方向で検討するべきことは当然の義務であらうと思つておりますので、ひとつ検討はさしていただきたい、かように考えておるわけでございます。

○広沢委員 一応検討してみようということですが、これはひとつ、いま申し上げたとおりでありますので、要望申し上げておきたいと思ふので

そこで、まず、前回の関税の二〇%、千八百六十五品目に対して一律に引き下げる。これは円対策の一環として行なわれた問題でございいますけれども、その背景は、申すまでもなく、いまのわが国の輸出超になっている黒字が非常に累積されているということで、輸出入のバランスを何とかはからなければならぬということがその背景にあるわけでありまして。しかしながら、そういうふうな大幅な一括引き下げを行なつたとしてどれだけの輸入増になつてくるのか。単なる関税だけでバランスをとるといふても、それはむずかしい話ですけれども、やはりその元締めになつていゝのが関税でありますから、そういう点で大体どの程度の効果になつていゝのか、その点を伺つておきたい。

○大蔵政府委員 御指摘のように、昨年の一律二〇%引き下げは、もちろん円対策の一環としての目的もあつたわけですが、私どももいたしましては、いわゆるタリフエスカレーションと申しますか、日本の関税率体系そのものが、製品に高く、原料に安いという体系がもとにあるわけでございますので、これをできるだけ正しくしていくという方向で検討したいということ、いわゆる製品関税を主体にいたしまして、一律二

〇%、千八百六十五品目の引き下げをやつたわけでございますので、そのいわゆるタリフエスカレーションの是正という意味も私どももいたしましては含まれていゝものと考えておるわけでございますが、もちろん、円対策の一環としての考え方が主たるものとしてあつたわけでございますので、先ほどもちやつと御答弁いたしましたように、この千八百六十五品目の一律二〇%引き下げに伴う輸入増の効果と申しますのは、平年度ベースに換算をいたしまして約二億八千万ドル程度かと私どもは計算をいたしているわけでございます。

○広沢委員 そこで、いま問題にしておりますけれども、やはり諸外国からは、関税の引き下げだとか、あるいは自由化だとか、それぞれ強くわが国に対して今日の産業保護育成的なやり方に対していろいろな批判があるわけですね。しかしながら、いまそれだけ最大の一括引き下げを行なつたにしても、二億八千万ドルですか、かなりの輸入増にしかならない、こういう状況であります。

そこで私は、いまやはり輸出に対しても、ある程度、これはまあ適正な輸出のしかた、こういうことを考へてみなければならぬと思ふわけですね。昨年円切り上げをした後においても、ある程度輸出は鈍化したみたい傾向を示しておりますが、その後において不況からの脱却ということもあつたのでしようけれども、非常に輸出が伸びてきております。そういう傾向もあり、また今度の通貨調整という中で今後どうなるかということはまだよくわかりませんが、しかしながら、いろいろな意見がありますけれども、やはり基本的に日本の経済が今日まで貿易立国、こういう形で輸出重点に置かれてきたことは間違いないし、そういう基本的な経済力のもとに今後でもそれで頭打ちになるということは考えられないわけですね。したがつて、このバランスをとる意味から考へていくと、やはり輸出に対してもある程度の適度な抑制といひますか、そういう形がある程度

あらわれてなければ、いま言うようにすべての品目について関税を引き下げて輸入を拡大しようとしても、そこにはすぐにバランスというものがとれないと思ふのです。そこで、きょう通産省から来ていただいておりますので、その点について伺ひたいと思ひますが……

○柴田説明員 先生御指摘のような趣旨もございまして、昨年の円対策の一環といたしまして、現在輸出貿易管令を発動いたしまして輸出の調整を実施いたしております。対象期間は、昨年九月からことしの八月三十一日までの一年間をとりまして、輸出が非常に伸びていたものに対しまして輸出調整を実施している段階でございます。

○広沢委員 先ほどもいろいろ話に出ておりましたとおり、近くアメリカの議会において新通商法案が出る、その中にはいわゆる輸入課徴金の問題も問題になつております。あるいは関税の引き上げだとか、それからセーフガード、いわゆる緊急輸入制限、こういうようなことが一応織り込まれたものがこれは間違いなく出るだろう、こういうわけでおるわけですが、かりにそういうことになつておると、やはりわが国にとっては当然これはマイナスになつてくるわけですね。それならば、輸出増勢の強いものからある程度それに対する処置というものをしておくことが、こういうような処置を向こうにとらせないために必要じゃないか、こう思ふわけですが、これは輸入の拡大の方向と両方考へてみなければ、一がい

に、いままで輸出が増勢になつてきた、そして黒字が蓄積されたからそれを押さへたいという意図ではないのでありまして、その点の考え方をどうしていくかということが問題だと思ふのです。ですから、やはり私は前の予算委員会でも多少触れましたけれども、ある程度輸出に対する適度な規制というものが必要ではないか。いまのところは貿易管令という形でやつておりますけれども、貿易管令にしても、急激な伸びというものをある程度調整しようというだけですから、その関係がどういふふうになつていゝのか、ひとつ御説明いただき

たいと思ひます。

○柴田説明員 先生ただいま御指摘のように、アメリカにおきまして新通商協定法等の動きもございまして、この二月から変動相場制になりまして、将来の国際収支が相当改善される見込みとわれわれは見えておるわけでございますけれども、そういうアメリカ等の動きがございいますので、現在の貿易管令は、当分推移を見ろというところで継続させていただきます。

こういう貿易管令という形で急激に輸出が伸びていゝもの伸びを調整するという程度では足りないのではないかと同時に御指摘ではございいますけれども、その点になりますと、あるいは輸出税という問題が考えられると思ひますけれども、当省といたしましては、現段階、今回の変動相場制等によりまして相当収支が改善してくるだろうというところ、それから貿易管令を現在やつておるという事態でございいますので、輸出税等によりましてさらに輸出を抑制するということの検討はいたしてない現状にございいます。

○広沢委員 それをいまの時期にこれをやれとか、そういうことを言うのが適当かどうかということ、これは、こういう時期になつてみれば——基本的にこれはいままでの産業、企業中心から福祉へかえていかなければならぬという、基本的な産業構造を転換していゝ、そして福祉優先の体制に持つていかなければならぬという考えから考へてみますと、ただ、いま言うように、貿易管令だけでは正しただけでこれはうまくいくものかどうかということが問題があるわけですね。ただ、いまこういうような時期でありますから、その輸出産業が非常に不安を持つていゝ、あるいはいま、それによつて大きな被害を受けていゝ面も出てまいりましようから、それについていまこの問題をどうこうするというわけにはいかぬかもしれせんが、私は、基本的ないまの構造を転換していく上において、やはりいままで大きく育ち、力を持ってきたものに対してのあり方というものを考へてみなければいかぬじゃないか、こう思ふわけ

す。ただ、緊急的に、いま為替差損を大きく受け
そうなる、あるいは受けている中小企業に対して
は、十分な緊急融資だとか、いろいろな施策があ
ると思いますが、それによって壊滅的な打撃を受
けないようにこれは保護してあげなければならな
い。これは当然のことです、われわれも強くだ
れを主張しているところですが、しかし、そうい
う観点から考えてみても、基本的な考え方とし
てはそういうこともあり得るのではないか。これ
は田中総理もこういう事態に至るまでにはそれ
も必要ではないかという事を考えたということ
は、これは基本的な構造を転換していく上にお
いて必要であったのではないかとふうな意味に
私はとっているわけですが、そういう意味にお
いて、やはり輸出のあり方について今度基本的
に、貿易令だけである程度状況を見ればいいとい
うのではなくて、もう少し深く検討してみる必要
があるのではないかと思うのですが、いかがで
しょうか。

○柴田説明員 確かに先生御指摘のように、貿易
令という波打ちぎわだけの政策では、問題の基本
的な解決にはならないわけでごさいます。国際
収支の改善は、貿易構造、ひいては産業構造を改
変していかねば解決できない問題でございま
して、広く財政、産業政策一般の施策が必要であ
る、そのように考えるわけでごさいます。

○広沢委員 次に、先ほど関税局長からお話のあ
りました産業保護の関税のあり方の問題ですが、
これも再三皆さん触れられておりますけれども、
私は今回の改正案を出しになるには、いわゆる
関税審議会においても、基本的な関税政策のあり
方というものを、ここで転換期を迎えているんだ
から転換しなければならぬ、こういう抜本的な立
場に立つての改正というものが行なわれるのでは
ないかと、こういうふうに考えておたわけであ
ります。この法案は一応一手直しをしている
程度のものであるというふうに受け取れない
わけですか。確かにそれは昨年の十一月に二〇%の
一斉な関税の引き下げを行なったということを背

景にしているからであるとお答えになると思いま
すけれども、しかしそれにしても、基本的な問題
としては、いま産業保護の関税のあり方という
の、これを変えていかねばならない。そこ
で、まず関税率、原料と半製品、それから製品、
これについて関税率がどういふふうになっている
のか、もう一ぺんひとつ御説明願いたいと思いま
す。

○大蔵政府委員 今回の改正の度合いが非常に少
ないではないかという御指摘は、そのとおりであ
ろうと思えます。私も、昨年の十一月にやっ
ぱりであるものから、あんまり急激な改正
をいたしまして検討をいたしたわけでごさいます
が、ただいま先生の御指摘の原材料、半製品、製
品の平均関税率でございまして、原料は、日本
の場合、四十七年度の一律引き下げ後の、すなわち
四十八年になりますか、要するに一律引き下げ後
の日本の原料品関税は四・二%でございまして、
半製品が四・八%、製品関税が八・五%というこ
とで、平均関税率は五・三%ということに相なる
わけでごさいます。

それから、それに対応いたしますところの外国
の例は、アメリカが、原料品が二・七%、半製
品が五・一%、製品が八・四%で、平均が六・
一%になります。EECは、原料品が〇・三%、
半製品が四・七%、製品が八・八%、平均関税率が
三・九%と、こういう数字になっておるわけでご
さいます。

○広沢委員 それはいま資料もいただいております
ですが、それについて、やはり製品の輸入の拡大
をはかっているわけが、製品ないし半
製品ですね。そういう観点から見ると、一応諸
外国並みに工業品のものはなつたというものの
の、まだ非常に日本のいままでの経済力から考え
てみまして、これで満足すべきものではないので
はないかと思えます。こういう緊急の場合、い
わゆる黒字を何とか是正していかねばならな
いというふうな場合においては、こういった製品

の関税を思い切つて、これは一時的なものですけ
れども、一応停止して、そしてその調整をはかる
というふうな運用のしかたというのは考えられな
いものなのか。それはもちろん国内の体制の中に
非常に影響がありますけれども、そういう大きな
輸出、輸入の関係のバランスというのを調整す
る意味においては、こういうことも検討されてし
かるべきではないだろうか。それによって起こつ
てくる、まあこれは大体工業品がおもになつてき
ますけれども、そういうふうな仕組みにこれを改
えていかねばならぬというものが、いわゆる
産業保護育成のないままでの関税のあり方を変え
ようという一つのあらわれではないかと思つたので
す。そういう意味においては、そういうふうな
ことも考えられないのかどうか、お伺いしたいと
思います。

○大蔵政府委員 先生御指摘のようなことは、理
論的にはまさしく、現在の日本の輸出入バランス
を急激に改善をする、貿易バランスを改善するだ
けの問題でございしましたならば、確かに一時的に
製品関税をゼロにしてしまふということも考えら
れるかと思つて、現実問題といたしまして製
品関税を一律ゼロにいたしますと、日本の国内
産業で非常に大きな衝撃を受けて、そのまま
倒れてしまいかねないというものも出てまいる可
能性があると思つて、現実には昨年十一月に一律
二〇%引き下げをやつていただいたわけでごさ
います。その際にも、いわゆる業界は、この一律二〇%
の引き下げですらも自分たちのこころむる打撃が非
常に大きいのであるといふかなり強い抵抗があつ
たことも事実でございまして、各業界別にながめ
てみましても、関税を、一時的にせよ、一挙にゼ
ロに持つていくというものは、あまりにも現実
に日本の国内産業に対する衝撃が大きいという観点
から、私は、現実問題としてはちょっと無理な
ではないかと、かように考えておる次第でござ
います。

○広沢委員 それで、いま申し上げたのは、全部
ゼロにしてしまふという極端から極端の話ではな
くて、いま二〇%の関税一律引き下げを行なつて、
よりやく工業品においては八・六%税率がこうい
うふうになつて諸外国並みになつてきているとい
うわけですから、これをいまのような情勢下にお
いてはもう少し引き下げるというふうな、これは引き
下げて上げるといふのはなかなかむずかしい話で
しょうけれども、そういうふうな弾力的なやり方
というものを考えてみるべきではないか。先ほど
も御答弁の中にありましたように、この二〇%の
関税率の引き下げによつて一応欧米並みになつて
きているけれども、少しはまだ高いんだ、徐々に
これを考えていききたいという話であります。確
かにここまですり下げるについては国内的にもい
ろいろ問題はあつたと思つて、しかし、それを
是正しながら、どうしてもこの際円対策の一環の
上から考えてみて、ここまですり一挙にいままで
やつたことのない大幅な引き下げを全品目につ
いて考へなければならぬような立場になつたとい
うことから考へてみましても、ある程度その点に
ついては欧米並みあるいはそれより少しその水準
に近いからいいではないかという考え方では、今
後の国際間の交渉の上においてもやはり問題を少
し残すのではないかとふうに考へますので申
し上げたので、中にはそういうふうにして一挙に
そういうふうなほとんどもゼロに近いような形で
行なわれる製品もあるかもしれせん。だから今回
の場合の中にも無税というの中にはあるわけ
ですから、そういう点をもう少し洗い直してみ
て、そしてこれを今後もある程度引き下げるとい
うことは御努力なさるつもりがあるのかどうか、その
点をお伺いしておきたいと思つて、

○大蔵政府委員 ただいまのお話でございすけ
れども、先ほどちょっとお話をいたしましたけれ
ども、昨年の十二月、それから今年の一月、二
月、このわが国における輸入水準は、通関実績で
見ます限りにおきまして、対前年同期二月あた
りは三四%というふうに、それまでの一月十一
月が一七%でございましたのが、十二月以降急

激な勢いでわが国の輸入が伸びているわけでございます。この現在の傾向でまいると、昭和四十八年度におきますわが国の輸入は、おそらく現在経済企画庁の経済見通しの数字を相当大幅に上回って伸びるのではないかと、こういうふうな見方もあるわけでございます。したがって、私ども輸入の動向というものをいましばらく見まわすと、現在、先般のレートの切り上げの効果も、輸入面においても現実問題としてあらわれてきているという面もあるわけでございますし、ここであまり短期的に関税を上げ下げ——関税と申しますのは、あまり短期的に上げたり下げたり弾力的にやりますというところは、国内の業界にとりましては、これからの自分の産業の将来計画を立てます際にも、現在の関税の水準をそれ自体を一応前提に置きまして生産計画なりあるいはいろいろなものをつくっている面があるわけでございますし、政府のほうにおきましては、関税を、対外貿易収支という観点を中心にしてあまりひんぱんに上げたり下げたりいたしますと、国内産業にも非常に大きな影響を与える面が生じてくることは否定できないと思います。したがって、私個人としての感じといたしましては、関税と申しますものは、確かに弾力的に、機動的に操作させなければならぬ面もございますと同時に、ある程度の期間は、一定の関税率水準というものを維持をするということも、また必要な場合が出てくる面があるわけでございます。そういう意味におきましては、長い目で見ました場合に、徐々に製品関税の率を引き下げていくことを前提に考えることは非常に大切ではございますけれども、あまり急激な変化というものをいたすべきものではないのではないかと、基本的にはかように考えているわけでございます。

○広沢委員 スミソニアン以後、国際収支の大幅な黒字基調を是正するということが、わが国としても一応課題になってきたわけですね。それは一挙にできないからということで、両三年の間に考えると田中総理も言っておったわけでありまして、

けれども、しかし、両三年を待たずに、一年少々でまたこういうようなことになりまして、そしてまた、それこそ大幅な円の切り上げということが懸念される。そういうような中で、アメリカは日本に對して、いわゆる自由化だとか、輸入関税の引き下げだとか、いろいろな要求をいたしてきているわけですね。ですから、そういうものに對応するという考え方からいけば、製品の関税というものが、いままでも相當それに対しては諸外国に比べても高かったわけですから、そういうことを考えてみるならば、輸入の拡大をはかるということに緊急にはかろうという、円対策の一環でこういう体制を行なっているわけでありまして、そこにもう一歩進んで、それに対する考え方というものを持たなければならぬんじゃないかと、これはそれだけでいいというものではないと思います。おっしゃっているとおりでよろしいと思いたすけれども、いまのような黒字基調を是正するという意味からも、関税の果たす役割りというものは大きなものであるわけですから、そういう面も一つ考えてみるべきじゃないかと。簡単に上げ下げしろ、そういうようなものではないと思いたすけれども、その点についていまそういうお考えがあるかどうかということについては、ちょっと私、聞き漏らしたのですが、明確じゃないのですか、いかがでしょう。

○大蔵政府委員 実は、最近国際通貨の問題によりまして、円がフロートいたしましたおるわけでございます。ドルの切り下げと円のフロートの結果、現在その前の段階に比べますと約一五%現実問題として円の価値が切り上げられているという面があるわけでございます。円のレートの切り上げと関税の引き下げと申しますものは、経済的には同じ効果を持つものであらうかと思いたす。したがって、先般の一律二〇%の関税引き下げに加えて、現在日本の国内産業といたしましては、さらに純粋の、要するに約一五%に相當するところの、関税に直しましてまるまるの一五%の円レートの切り上げの効果を受けておるわけでございます。

ざいまして、国際競争力という観点から申しますと、かなり大きな影響があらうかと思いたす。したがって、この段階におきましてさらに先般の一律二〇%引き下げというように、要するに関税の面からいたしますところのドラスチックな対策をとるべきかどうかという点に關しましては、これは非常に慎重に考えなくてはならない問題ではないかと、かように私は考えておるわけでございます。

○広沢委員 わが国はいままでの産業形態が示してきたように、資源が乏しいわけですから、原料を買ってそれを製品にして売っていく体制というものは、早急に是正するといつても、なかなかむずかしい問題だと思いたす。さらに貿易の對象というものが、いわゆる開發途上国、そこから資源的なものを入れてそれを製品にして売っている。そういう關係で、いま開發途上国においてもいろいろ問題が出ております。ですから、そういう意味からいいますと、半製品なりあるいは製品というものを、今後非常に輸入しやすいような仕組みにしていかなければこれは是正できないです。よ、これはいまの状況の中でいえるいろいろな問題がありましようけれども、ですから、そういう国々によつて多少事情は違ふでしょうが、わが国の場合は、そういうふうに原料を主体にして加工して、加工貿易によつて成り立とうとしてやってきましたわけでありまして、それをいまだどうも是正していくということが問題になつてきているわけですから、その点についてもう一ぺん考えてみる必要があるのではないかと私は思いたす。

それから、いままでも競争力の強いもので、いわゆる當時のまま据え置かれておるものとは、これはあるのか。それから正されても今後は正の余地のあるもの、これは大体どの程度あるのか。それから国際競争力をつけることが無理なために、高い関税をかけているというものはどれくらいあるのか。これは大体わかりませんか。大まかな数字でけっこうです。

○大蔵政府委員 一番最初の、競争力のあるものでそのまま据え置かれているというふうなものは、もうないと思いたす。と申しますのは、先般の一律二〇%の引き下げのときには、私どももいたしまして、できるだけ例外品目の数を少なくするという観点から、かなり各業種目別に具体的に通産、農林とも当たりまして、例外品目を少なくするという方向で検討いたした、その結果、千八百六十五品目にのぼつたわけでございます。したがって、前半の部分は、昔のまま据え置かれていたものはないかと思いたす。後者にありますと、実は私どももそういう観点からの分析はいたしておりましたが、ただいま伺いますと、確かにそういう観点からの分析をすることの必要も非常に意義のあることかと思いたすので、一回勉強させていただきたいと思いたすが、今日までそういう観点からする分析というものは、私ども遺憾ながらやっております。

○広沢委員 それから自給率の高いもの、一三〇から一四〇%の間は大体関税は九%ですか、ところが一〇〇%あるいは九〇%、そういうたものでも関税が現在の場合は一〇%—一五%というふうな非常に高いわけでありまして、自給率の強いのはそれだけ力があるということですから、この点について一応関税率は考え直して見る必要があるのではないだろうかというふうに思いたす。それから非常に自給率の少ない五〇%から三〇%以下というものについては、これはそのまま高い関税を置いておいていいかどうか、これは問題がありますけれども、しかしながら、いま一番国際的にも競争的な立場にあると思いたす自給率が七〇から一〇〇%の間の、このところの関税は考えてみる必要があるのではないかと思いたすが、この点いかがですか。

○大蔵政府委員 御指摘のとおり、一般的に申しまして、自給率が上にしろ下にしろ一〇〇%に近い産業の場合には、要するに国外産業との競争度合いが非常に激しいということが一応いえますので、その関税を、国内産業のためには自給率一

○%前後のところのものは一番高い関税を張って、国内産業を保護するという必要の度合いと申しますものが強いのではないかと感じました。ただ、その自給率だけで判断のできません。要するに自給率と申しますのは、国内消費量とそれから輸出余力と申しますか、輸出とを合わせたものの合計であらうかと思ひます。したがひまして、同じ自給率一〇〇%のものの中にも、要するに国内消費に向けられる部分は四〇%であり輸出に向けられるものが六〇%の業種もございまして、逆にほとんどが国内消費に使われ輸出はほとんどされてないものもあらうかと思ひます。したがひまして、そういう業種のそれぞれの実態によりまして、その自給率だけで関税率というものを判断をいたすわけにはまいらぬ面があらうかと思ひますけれども、一般的に申しますれば、先生御指摘のように、要するに自給率の高いものの関税の引き下げというものは私どももさらに力を入れて、その方向で推進をすべきである、かように考えているわけでございます。

○広沢委員 それから次に、前国会におきましてこの関税定率法の一部改正のとき附帯決議がついております。この附帯決議は二つありまして、一つは、国民生活の安定充実、それから生活関連物資の関税の引き下げ、これが先ほども御指摘があったように末端価格にまでこの関税率の引き下げというものが十分な効果を得られるように調査と行政指導をする、これが附帯決議としてつけてあるわけでありまして。また次の点は、新しい国際ラウンドの発足を前にして、わが国の関税制度の全般的な見直し、こういうことをいつてゐるのですが、これはいいとして、そのいわゆる生活関連の問題について先ほどもいろいろ企画庁からお話がありましたけれども、やはり先ほどあげられた時計だとか、企画庁いらつしやいますかね。――万年筆だとか、ウイスキーだとか、ウイスキーというの食品に關係してゐるのですが、こういう製品については確かに下がった。しかし

ながら、台所に直結しているといひますか、食品關係については全然下がっていない、むしろ上がりぎみであるということが一つの大きな問題になってゐるわけですね。この点についてどういふふうに追跡調査をなさつて、どういふふうな指導をなさつていらつしやるのか、その基本的なひとつこの後における考え方について伺つておきたいのです。

○斎藤(誠)説明員 台所に直結する生活物資につきましては、われわれの調査でも、たとえば水産物について申しますと、エビ、タコ、イカ、ノリといった四品目を調査をしております。ただ農産物につきましては従来の消費の慣行と申しますか、生鮮食料品をはじめ大部分が国内産物でございまして、最近ふえておりますのはいわゆるかん詰め等の製品でございまして。それらについてのこまかい調査はまだいたしておりませんが、やはり増加している輸入の主体はいわゆる製品でございまして、レモンとか、グレープフルーツ、バナナ、そういったものについては調査を示しており、それぞれ相当額の値下がり傾向を示しておりますが、要約いたしますと、いわゆる台所へ直結する産物の大部分は現在国内の供給に仰いでおりますので、輸入価格の定価がそれほど家計に貢獻しないというふうなことであらうと思ひます。

○広沢委員 今度の改正にも生活関連物資の関税の引き下げというところは載つてゐるわけですね。そういう方向でこれから国民福祉ということを考え、経済政策に変えようという方向になれば、関税制度も必然的にそういうふうな方向に持っていくという趣旨からこゝへこうあらわれきてゐるわけですね、それだけで物価が下がると私は思ひません、いまいろいろな機構があるわけですから。それで経済企画庁のあなたにお伺ひしているわけなんですけれども、そういうふうな確かに並行輸入の話があった關係においては、非常に著しく下がったものもあるわけですね。しかしながら、いま申し上げたような、一応食品關係、台所に直結したというものについては、海外市況が上がつたのか、いろいろなことを理屈にして

おりますけれども、実際にはそれは具体的な追跡調査やあるいはそれに対する行政指導というものが、適切に行なわれているかどうかということが問題であらうと思ひます。たとえば、これは経済企画庁が出しているのですが、すき焼き用の冷凍牛肉だとか、あるいは砂糖だとか、食用油、これは大豆ですね、それから韓国ノリ、あるいは原油、こういったものは相当な値上がりをしてゐるわけですね。

ですから、そういうことに対する手というものを具体的にどういふふうに打っていくのかということがやはり問題だと思ひます。海外の市況が上がつたから、これはしかたがない、これは手を打つても上がらざるを得ないと言ひますけれども、たとえは問題になつておる羊毛なんかにしましても、海外においては日本の商社が買い占めてゐるのじゃないかというふうないろいろな問題があります、こういうことについて、やはりこれと関連して手を打つていかなければ何にもならないのじゃないか、こういう意味できょうは来ていただいた、具体的にこれらに対する各省庁の連携といひますか、それに対するあり方というものをひとつ聞いておきたい。よろしいでしょう。

ただ、生活関連物資の関税率を引き下げました、ですから、一応国民の生活福祉というもののウェイトを置いて考えておりますという、関税当局としてはそういう意向を示してゐるのですが、それが具体的に今度はどういふふうなわれわれの生活の中にあつてくるかというところは、これは経済企画庁や、通産省や、それぞれのところで受け持つてやつていかなければならぬわけですね。ですから、流通機構を変えた、いわゆる並行輸入をやつたということについては、具体的にどういふふうな結果が出ましたよ、輸入品についてはあなたから先ほどもお答えがあつた。これは認めます。ですから、その他にもいろいろな並行輸入以外のものについてはどういふふうなやつていくのか。それからまたいま言うような輸入品に

ついては、何らかのさういふふうな制度を変えて、これが直接末端価格までいふゆる影響するといふような体制はとれないものなのか。これは前回の関税のこういう生活関連物資の引き下げのときにも附帯決議として一応ついているわけですね。これはすつ飛ばしじゃいふやうがないので、これをお伺ひしておくわけなんです。

○斎藤(誠)説明員 先ほどお答えしましたのは、決して台所へ直結するものがないということではございせん、現在物価指数の中でもいふゆる輸入品と関連して消費される物資を総計いたしますと、九・五%くらいになるわけでございます。その中で、いふゆる製品の輸入が大部分を占めるわけでございますが、御承知のように、いふゆる輸入ものの消費が、全国的に見ますと、欧米のようには高くないのですから、大きい品目を除いて、生鮮食料品の中におきましては依存度が低いので、あまり影響はしないといふことを申し上げたわけでございますが、決して関税改正等における生活関連物資の重要性を否定するものではございせん。

それから、大豆等についての御指摘でございますが、たまたま昨年の国際的な不作あるいはソビエト等の買い付け等が影響をいたしまして、農産物が異常に高騰した事態に遭遇いたしましたので、円切りあるいは昨年当初の関税改正の時期等におきましては、大豆等の値下げにより油あるいはそのほか消費者に利益を還元するよういろいろ努力したわけでございますが、秋以降次第に値上りをいたしまして、むしろ、そういう国際的な暴騰の結果、国内が暴騰しないようにその対策に追われているような現状でございます。

砂糖等につきましては、一応糖価安定事業団によりまして国際価格と遮断してゐる、そういう仕組みになっておりますので、これも昨年、非常に粗糖が暴騰いたしましたけれども、そういう遮断の機構がございましてと同時に、国内における砂糖の過当競争等もございまして、幸ひ、砂糖の小売り価格は低迷しておるわけでございます。

また、ノリにつきましても、昨年非常に豊作でございまして、四十五年度には暴落したわけでございますが、韓国からの輸入を極力二、三億枚ぐらいに縮小したわけでございますが、そういうことで、最近やや市況が堅調になりましたけれども、四十五年度の暴落に比較しますと、相当上がっておりますが、そういうノリの需給の調整によりまして、ノリが暴騰することがないよう、農林省とも相談いたしておるわけでございます。

個々の品目については、不十分でございますが、関係各省とも常々、物価担当官会議等やりまして、十分連絡をとり、また不十分な点につきましては、今後とも努力してまいりたいと思っております。

○広沢委員 時間がありませんので、あと二、三点簡単に伺いしておきたいと思うのですが、先ほど問題になりました特惠関税制度ですが、四十六年八月一月にこの制度ができてから去年の三月三十一日まで、この間において輸入総額が一兆七千三百三十九億九千六百万円ですか、それで先ほど御説明の特惠関税適用分は四百四十五億、二・六%である。それでは四十七年四月から今年二月まで、大体この数字はわかりますか。それからついでに、わが国が受益国に輸出した額。

○大蔵政府委員 四十七年の四月一日から十二月三十一日まで、すなわち九カ月間でございすけれども、九カ月間の特惠適用輸入実績と申しますものは、七百九十七億三千四百万円でございます。輸出のほうは、特惠適用国に対する輸出という統計はとっておりませんので、わかりません。

○広沢委員 いま私がお聞きしたのは、特惠受益国からの輸入の総額をお伺いしたのです。それからいまの輸出の総額ですね、これは数字がわかれば、あとからまたお知らせしていただきたいと思っております。

要するに、特惠受益国から資源を入れて、そして製品を出しているという形をとっておりますから、発展途上国とわが国の差というの、あるいは世界的にいても発展途上国と先進国との差と

いうものはどうしても非常についてくる。これが非常に問題になっておるわけでございます。そこで、今度の改正の中にも、先ほども話がありました運用を弾力化していく、シーリング方式ですか、やはり基準というのを、この基準にとらわれずに随時輸入を増加していかなければならぬと思っております。そこで、こういうきびしい基準はますます必要ないんじゃないか、こう思うのですが、このシーリングをわくで考えていくと、先進国からの輸入の額の十分の一を加算するということになっておりますから、それがふえなければ受益国からの輸入はふえない、これはきびしい制限だろうと思いますが、そうではなくて、向こうの発展途上国に輸出能力のあるものについては、国内事情等を勘案しながら、これは随時何割かふやしていくという形に変えるべきじゃないか。この点について伺いしておきたいと思うわけです。

それから、これは通産省が参っておりますので、この場合、原料輸入ということよりも、油のこともありまじょうし、いろいろなこともありますが、半製品並びに製品としての輸入をはかるといふふうにとつていかなければ、いまの形を変えなければ、いつまでたつてもこの差というものは変わらないと思ひます。

その二点についてお答えしていただきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 特惠のいわゆるシーリングわくの天井の設定の方法につきましては、確かに、今後の問題といたしまして、できるだけ発展途上国からの輸入をふやすという観点から研究をいたしてまいりたいと考えておりますが、何ぶんにも現在のところ制度発足後まだ一年半ということで、もう少し時間をかしていただきたいということと、それから製品の問題は、石油はもとものと特惠対象から例外品目になっておるわけでございますけれども、原則的な端方といたしまして、先ほど申し上げましたように、農産物の場合には五十八品目を特惠対象にしている、それに今回十一品

目加えていただく、鉱工業産品の場合には原則として特惠適用である、例外品目が十品目ある、こういう原則があるわけでございます。御指摘のように、製品に対する特惠の適用というものは原則として特惠を適用する、こういう制度になっておるわけでございますが、御指摘のような方向で現在制度もできていっているのではないかと考えております。ただ、その数量をふやしていくという方向で進みたい、かように考えております。

○鴨田委員長 次回は、明十四日水曜日、午前十一時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

昭和四十八年三月二十六日印刷

昭和四十八年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B